

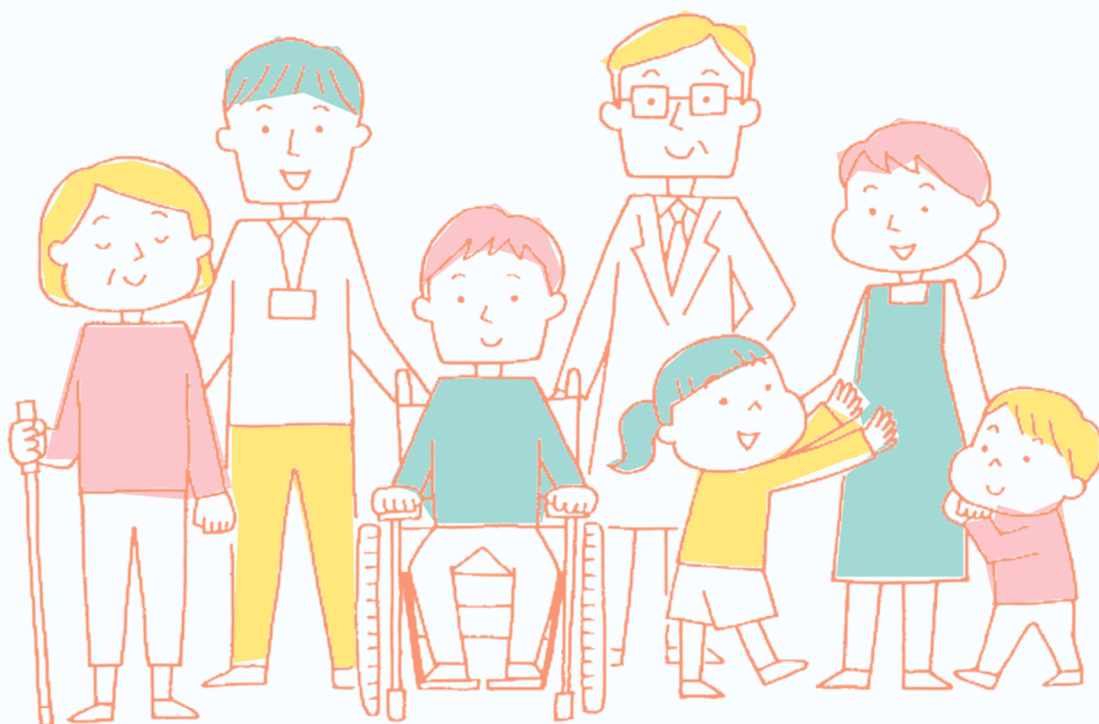
第7期

合志市障がい福祉計画

第3期

合志市障がい児福祉計画

令和6年度→令和8年度



令和6年3月
合志市

合志市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切にし、『障がいがある人もない人も、共に生き、ささえあうまち こうし』という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1)「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2)何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例:障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3)「障害」を「障がい」と表記します。(例:障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 障がい者計画との関係.....	3
(1)計画の性格について.....	3
(2)それぞれの計画の根拠となる法律について.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画策定体制.....	6
(1)住民アンケート調査.....	6
(2)事業所等ヒアリング調査.....	6
(3)策定委員会の実施.....	6
(4)パブリックコメントの実施.....	6
第2章 本市の現状と課題.....	7
1 統計データからみる現状.....	7
(1)人口の推移.....	7
(2)障害者手帳所持者数と対人口比の推移.....	8
(3)身体障害者手帳所持者の状況.....	9
(4)療育手帳所持者の状況.....	11
(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	13
(6)自立支援医療受給者の状況.....	14
(7)難病等の状況.....	15
(8)支援が必要なこどもの状況.....	16
2 アンケート結果.....	18
(1)調査の目的.....	18
(2)調査概要.....	18
(3)アンケート調査結果(成人:18歳以上).....	18
(4)アンケート調査結果(18歳未満の保護者).....	24
3 事業所や支援者への調査結果.....	27
(1)調査の目的.....	27
(2)調査概要.....	27
(3)アンケート調査結果.....	27
第3章 令和8年度の成果目標.....	29
1 成果目標等の設定.....	29

(1)施設入所者の地域生活への移行	29
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	30
(3)地域生活支援の充実	31
(4)福祉施設から一般就労への移行等	32
(5)障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	35
(6)相談支援体制の充実・強化等	36
(7)障害福祉サービス等の質の向上	37
(8)発達障がい者等に対する支援	37
第4章 障害福祉サービスの必要量見込	38
1 障害福祉サービス等の見込量および確保の方策	38
(1)見込量算定の考え方	38
(2)訪問系サービスの見込量と確保方策	39
(3)日中活動系サービスの見込量と確保方策	44
(4)居住系サービスの見込量と確保方策	55
(5)相談支援の見込量と確保方策	58
2 障害児通所支援等の見込量および確保の方策	61
(1)見込量算定の考え方	61
(2)障害児通所支援の見込量と確保方策	62
(3)障害児相談支援等の見込量と確保方策	67
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	68
(1)必須事業	68
(2)必須事業の実施に関する考え方および量の見込等	69
(3)任意事業	72
(4)任意事業の実施に関する考え方および量の見込等	73
第5章 計画の推進にあたって	75
1 サービス内容利用方法等の周知徹底	75
2 相談支援体制の充実強化	75
3 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実	75
4 障がいのある人の就労支援	76
5 防災・防犯対策の推進	76
6 計画推進体制の充実	76
資料編	77
1 委員名簿	77
2 用語集	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

これまでの国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21 年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成 30 年 4 月に児童福祉法等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和4年5月には障がいの有無にかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護にむけた法整備が進められています。

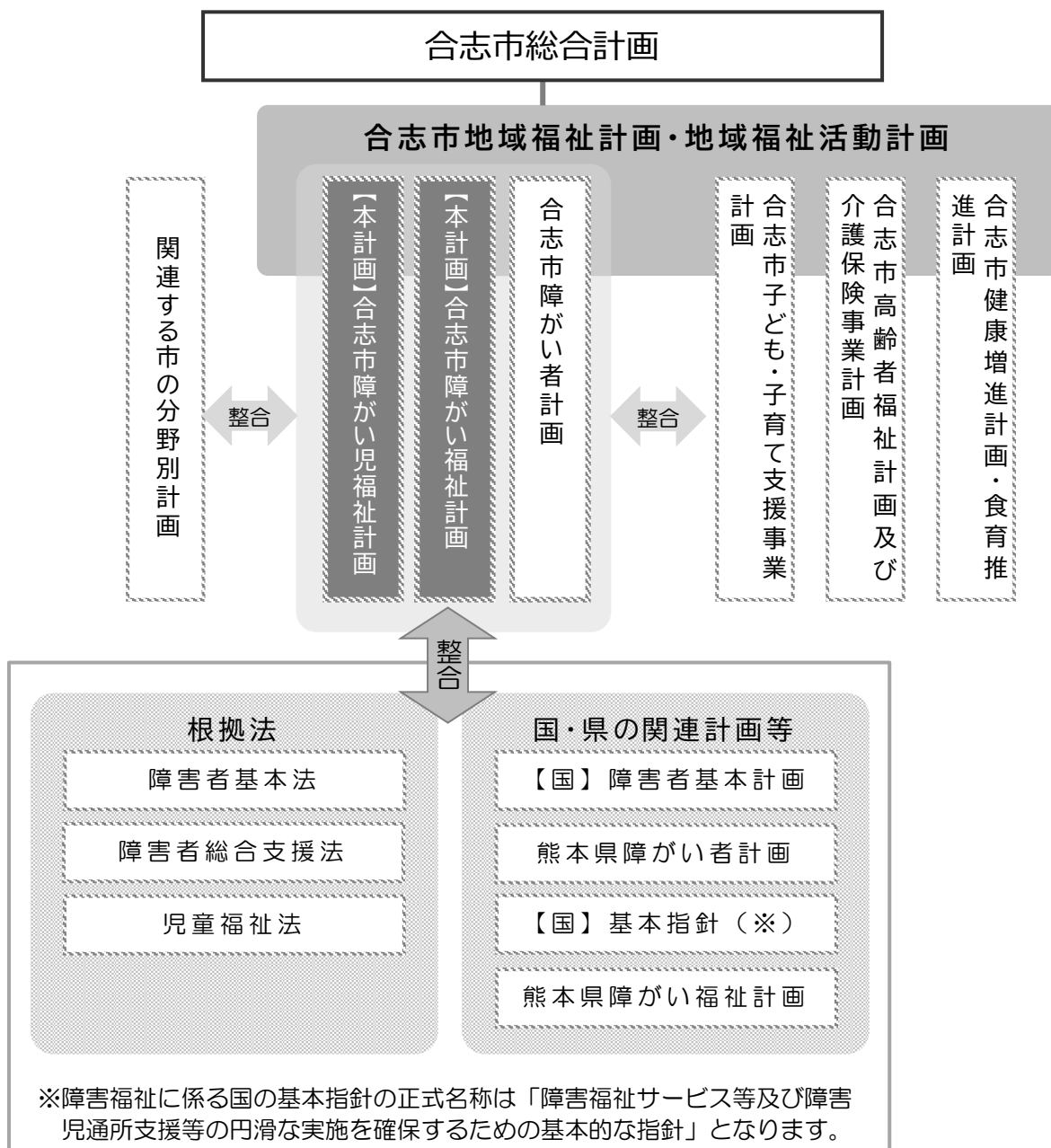
このような状況の中、「第6期合志市障がい福祉計画」「第2期合志市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、国の制度改革の方向や障がいのある人及びその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第7期合志市障がい福祉計画」「第3期合志市障がい児福祉計画」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

「第7期合志市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画に、「第3期合志市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に、それぞれ相当するものであり、同法の趣旨や内容を踏まえ策定するものです。

また、本市の最上位計画である「合志市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「合志市地域福祉計画」のほか、本市の障がい者支援の指針である「合志市障がい者計画」や「合志市子ども・子育て支援事業計画」、「合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等とも整合性を図るものとしします。

■計画の関係性について



3 障がい者計画との関係

(1) 計画の性格について

本計画は、障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等に関する事業計画（提供計画）としての役割があります。

対して、障がい者計画は、共生社会の推進・差別の解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、本市の障がい者支援に係る最も基本的な計画となります。

■それぞれの計画の性格について

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 障害福祉サービス等、障がいのある方を支えるためのサービスの提供計画
- 国が指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取り組み（サービス等）の計画を作る。（国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差（不平等）を防ぐ目的がある）
- 人口の状況や、最新の法改正等を踏まえて直近3年間のサービスの提供計画を策定するため、計画期間が3年と短い

障がい者計画

- 国の基本計画も参考に、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取り組みを検討する
- 障がい福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障がい者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い（自治体によって異なるが、6年あるいは9年のところもある）

(2) それぞれの計画の根拠となる法律について

「第7期合志市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」を元に、「第3期合志市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」を元に策定される計画です。

■障がい福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■障がい児福祉計画の根拠法となる児童福祉法について

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (平成 30 年4月施行)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

■本計画の根拠法となる障害者基本法と、関連法となる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第 50 号)

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3 年度 (2021年度)	令和4 年度 (2022年度)	令和5 年度 (2023年度)	令和6 年度 (2024年度)	令和7 年度 (2025年度)	令和8 年度 (2026年度)	令和9 年度 (2027年度)	令和10 年度 (2028年度)	令和11 年度 (2029年度)
第3期合志市障がい者計画 平成30年度～令和5年度						第4期合志市障がい者計画 令和6年度～令和11年度					
第5期 合志市障がい福祉計画 第1期 合志市障がい児福祉計画			第6期 合志市障がい福祉計画 第2期 合志市障がい児福祉計画			【本計画】 第7期 合志市障がい福祉計画 第3期 合志市障がい児福祉計画			第8期 合志市障がい福祉計画 第4期 合志市障がい児福祉計画		

5 計画策定体制

本計画は、以下の手法により現状調査や意見聴取を行い策定しました。

(1) 住民アンケート調査

市内にお住まいの、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 事業所等ヒアリング調査

①アンケート調査

市内の障害福祉サービス事業所に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

②対面による聞き取り調査

市内において、相談支援等に従事される方を対象に、日々寄せられる困りごとや充実すべき支援に関する意見等について聞き取りを行い、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(3) 策定委員会の実施

学識経験者や福祉団体、関係機関等によって構成される「合志市障害者福祉計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

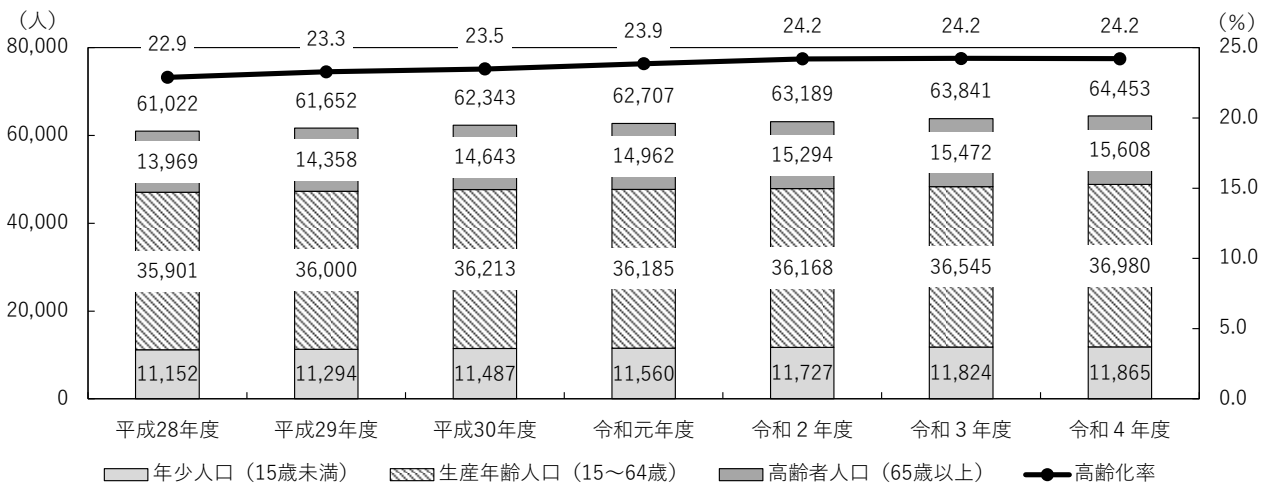
第2章 本市の現状と課題

1 統計データからみる現状

(1) 人口の推移

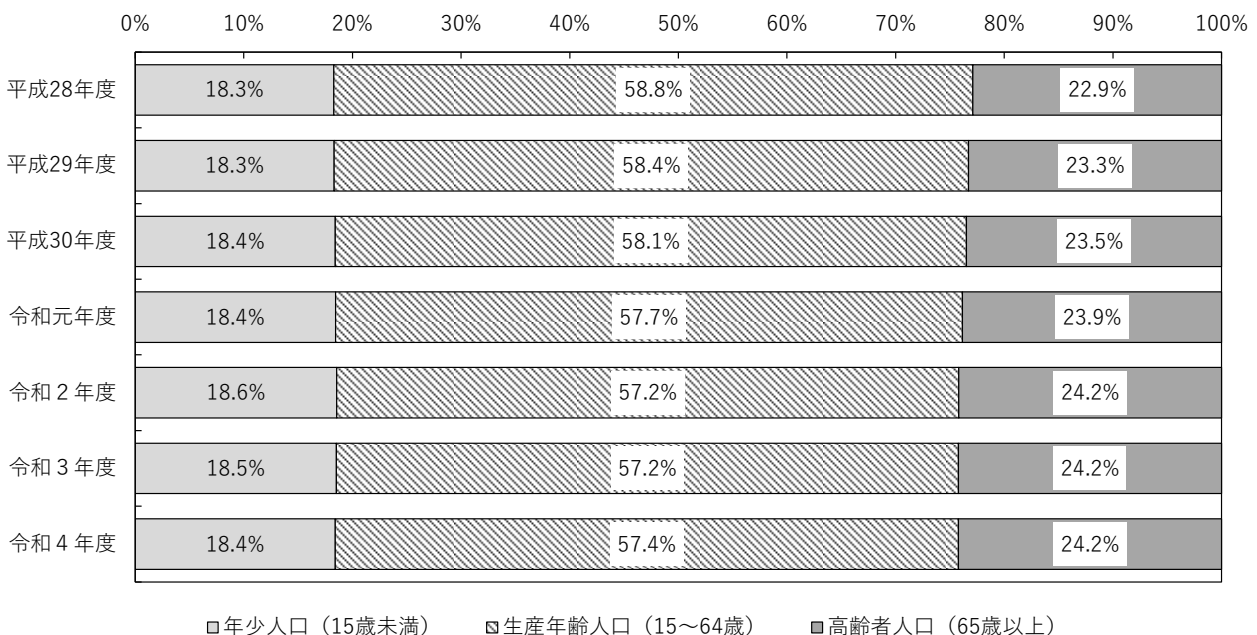
本市の総人口は増加傾向となっており、令和4年度で 64,453 人と平成 28 年度に比べて 3,431 人増加しています。高齢化率は平成 28 年度から令和 2 年度にかけて微増したあと、横ばいで推移しています。

■合志市における人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末）

■合志市における人口構成率の推移

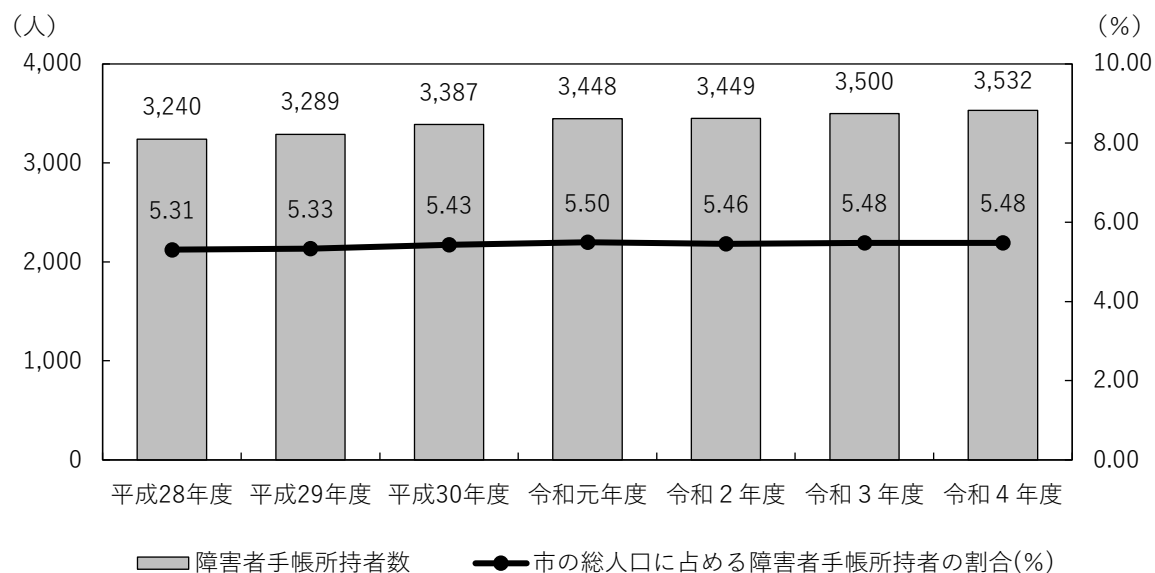


資料：住民基本台帳（各年度末）

(2) 障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、令和4年度は 3,532 人となっています。対人口比では、平成 28 年度から令和元年度にかけて増加し、以降は 5.5% を下回る水準で推移しています。

■障害者手帳所持者数と対人口比の推移



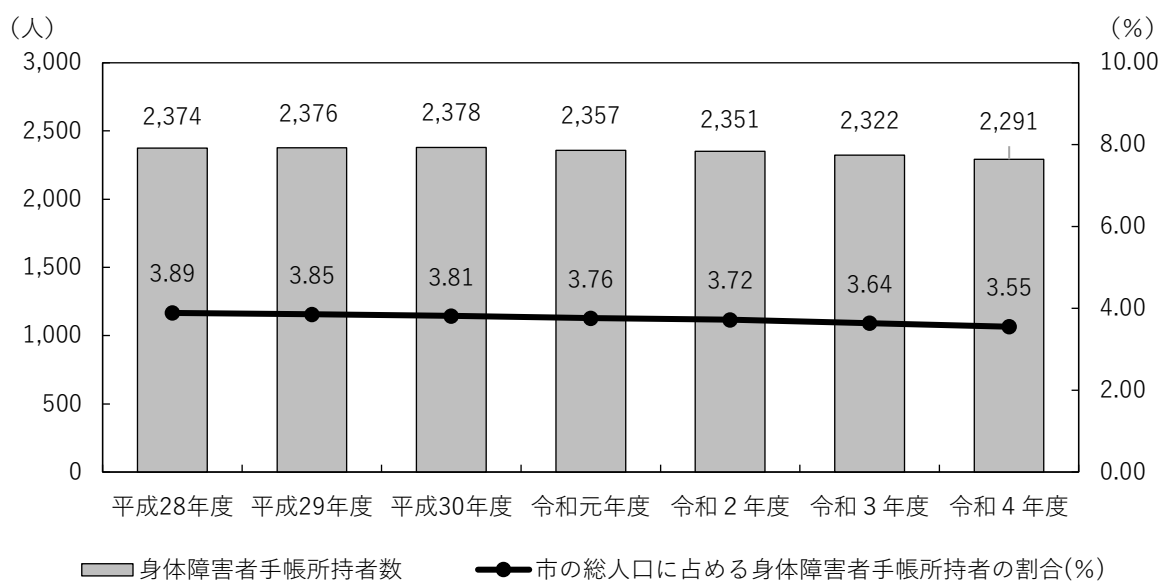
資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成 28 年度の 2,374 人から令和 4 年度は 2,291 人と 83 人減少しています。対人口比でも減少傾向にあります。

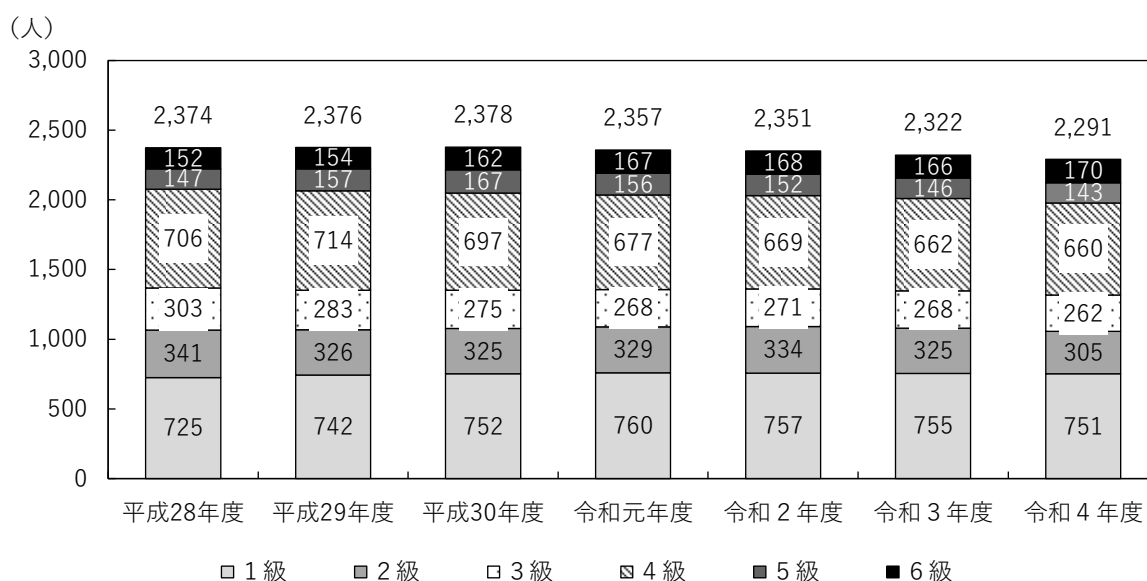
等級別に平成 28 年度と令和 4 年度を比較すると、1級と6級が増加し、2～5級が減少しています。年齢別では、年度によって多少の増減があるものの、長期的には減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移



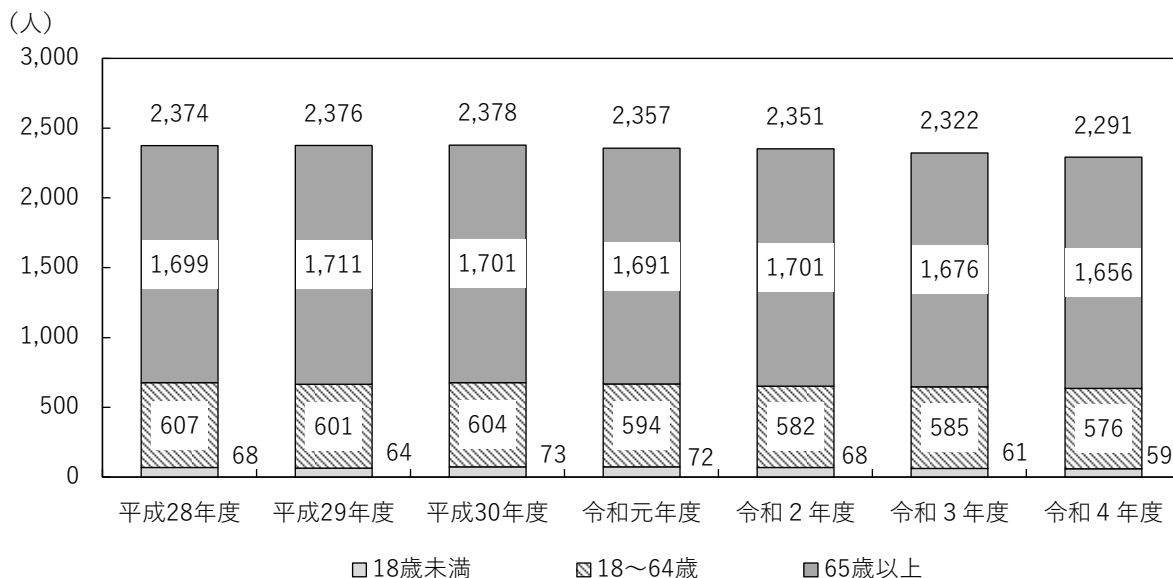
資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

■等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

■年齢別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

障がい部位別に平成28年度と令和4年度を比較すると、視覚障がい、音声・言語障がい、肢体不自由は減少していますが、聴覚・平衡機能障がい、内部障がいは増加しています。

■障がい部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	139	139	138	135	131	124	115
聴覚・平衡機能障がい	169	174	182	178	184	182	181
音声・言語障がい	16	14	15	16	17	16	13
肢体不自由	1,261	1,231	1,233	1,208	1,200	1,168	1,126
内部障がい	789	818	810	820	819	832	856
	2,374	2,376	2,378	2,357	2,351	2,322	2,291

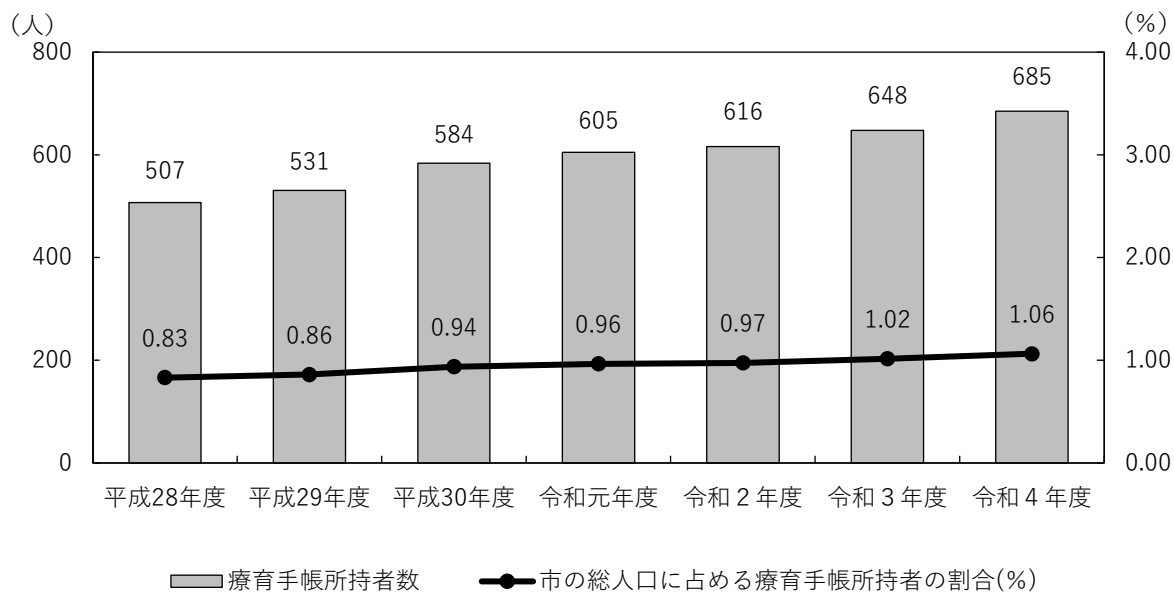
資料：合志市福祉課

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加しており、令和4年度は685人と平成28年度に比べて178人増加しています。対人口比でも増加が続いています。

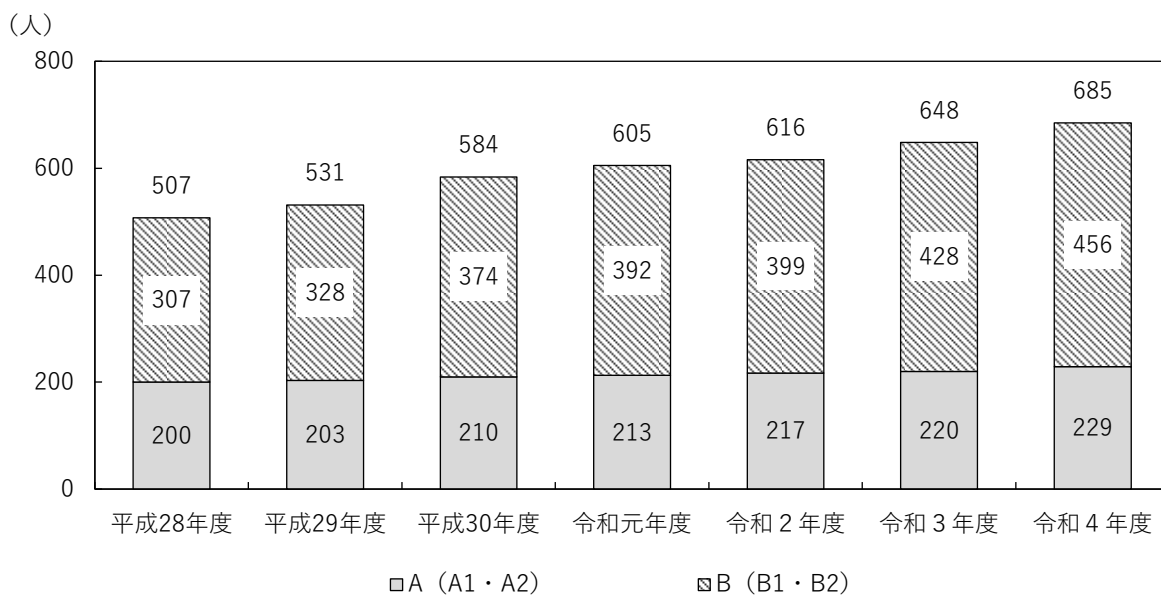
等級別ではA(A1・A2)、B(B1・B2)とも増加が続いています。年齢別でも、いずれも増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数と対人口比の推移



資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

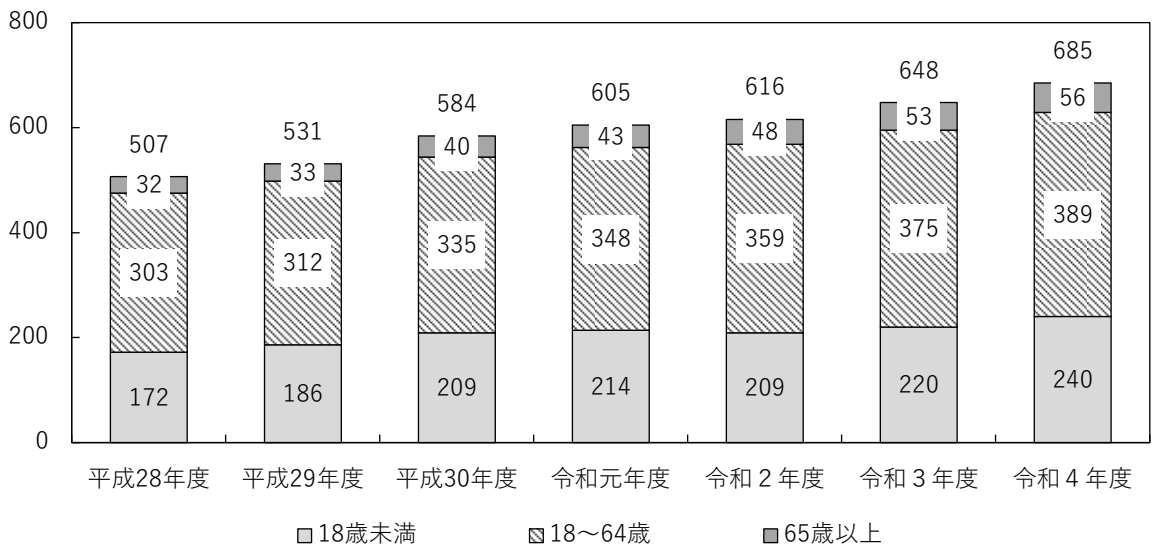
■等級別にみた療育手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

■年齢別にみた療育手帳所持者数の推移

(人)



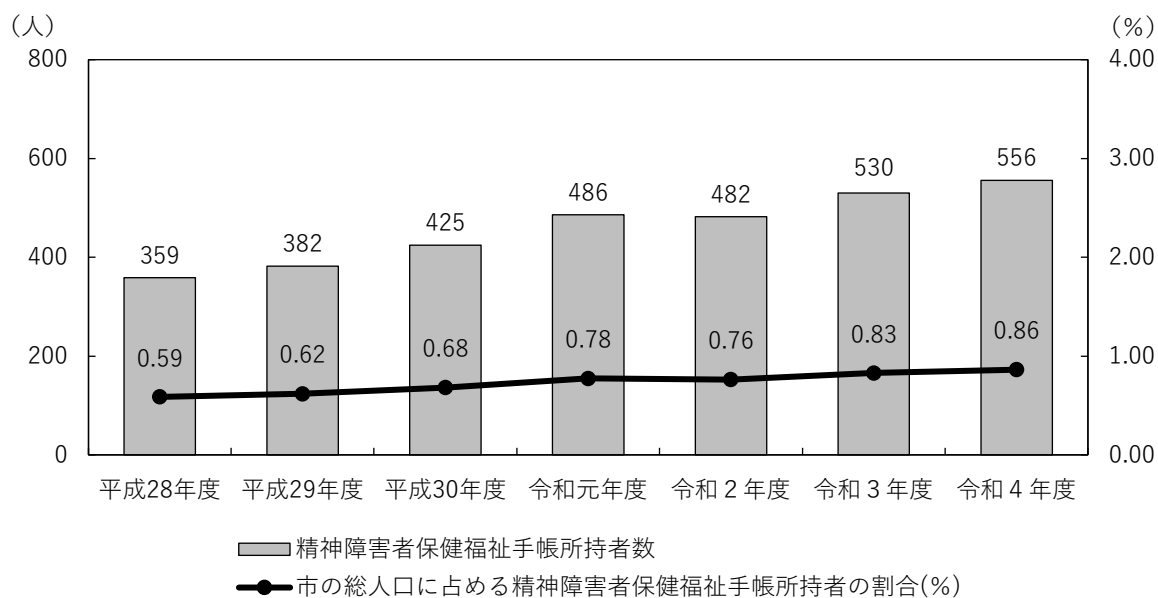
資料：合志市福祉課

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和4年度で556人と平成28年度に比べて197人増加しています。

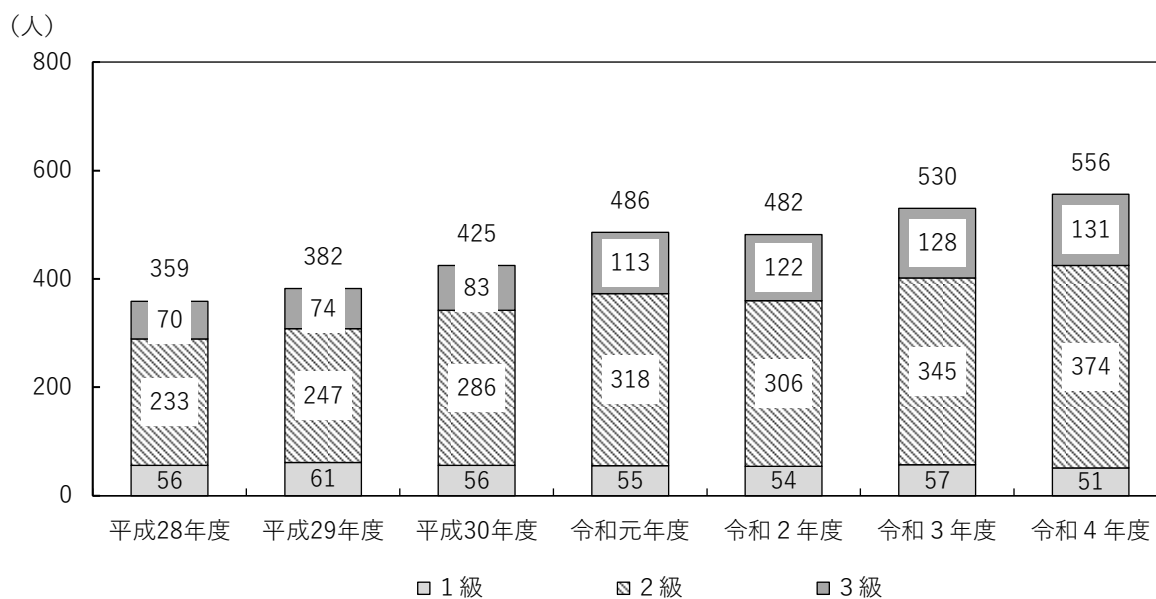
等級別に平成28年度と令和4年度を比較すると、2級と3級は増加していますが、1級は減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比の推移



資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

■等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

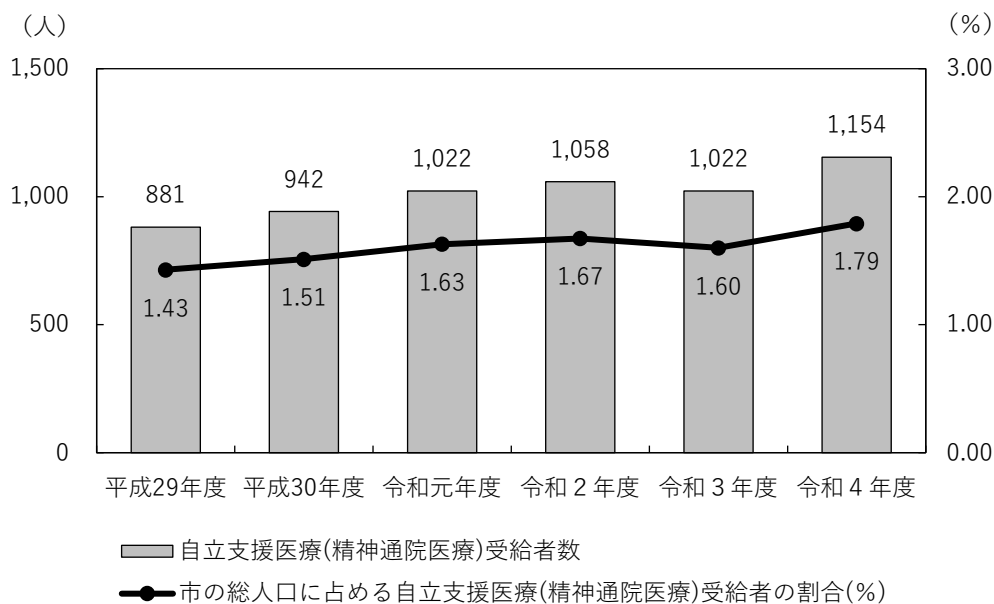


資料：合志市福祉課

(6) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は増加傾向にあり、令和4年度で 1,154 人と平成 29 年度に比べて 273 人増加しています。対人口比でも増加傾向にあります。

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数と対人口比の推移

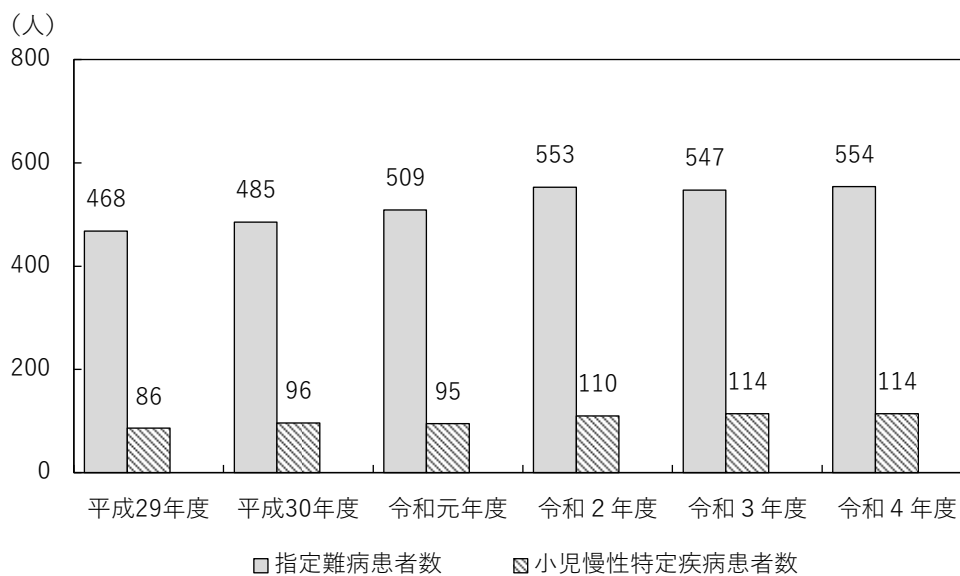


資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

(7) 難病等の状況

指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数ともに増加傾向で推移しています。

■ 指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数の推移



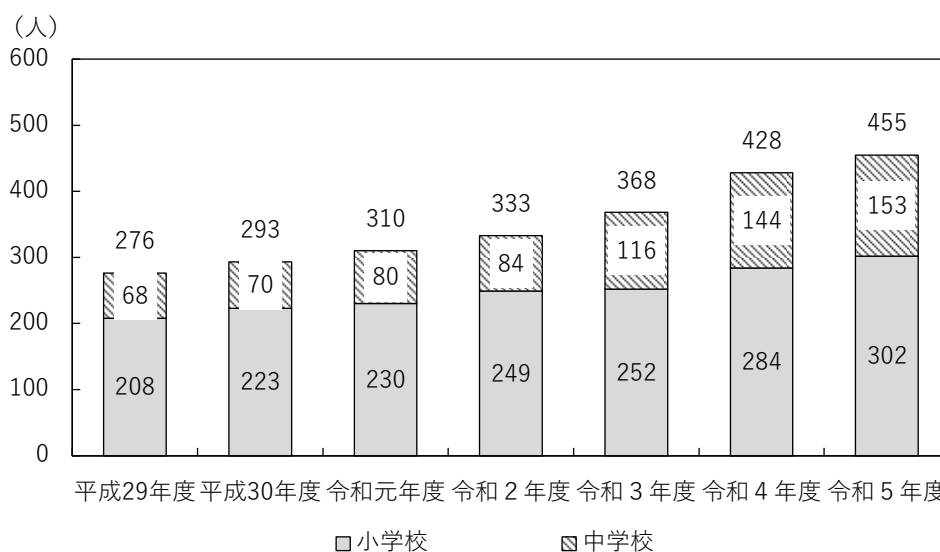
資料：菊池保健所（各年度末）

(8) 支援が必要なこどもの状況

特別支援学級在籍者数は増加しており、令和5年度では455人となっています。平成29年度に比べると、全体で179人、小学校で94人、中学校で85人増加しています。

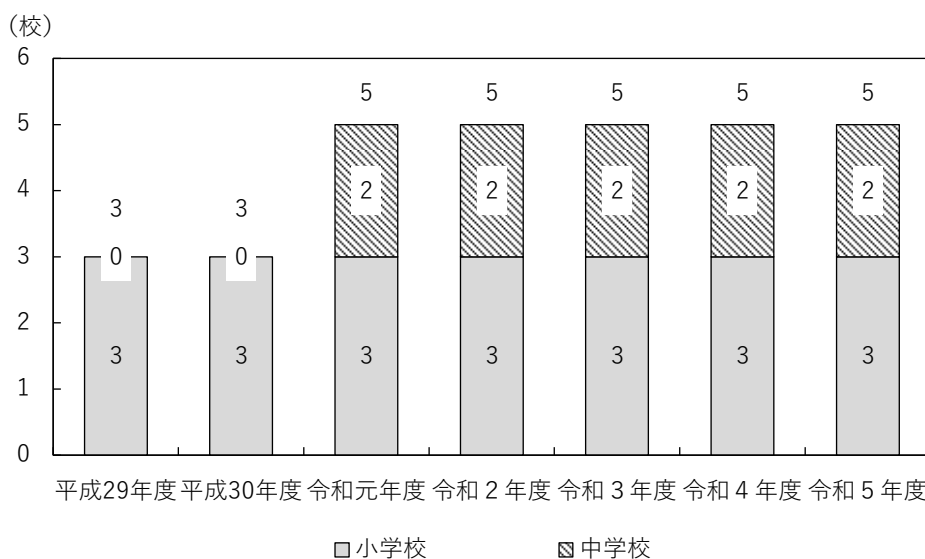
通級指導教室の設置学校数については、小学校が3校、中学校が令和元年度から2校となっています。また、通級指導教室の利用者数は令和5年度現在、小学校が69人、中学校が33人で、いずれも増減を繰り返しながら推移しています。

■特別支援学級の在籍者数の推移



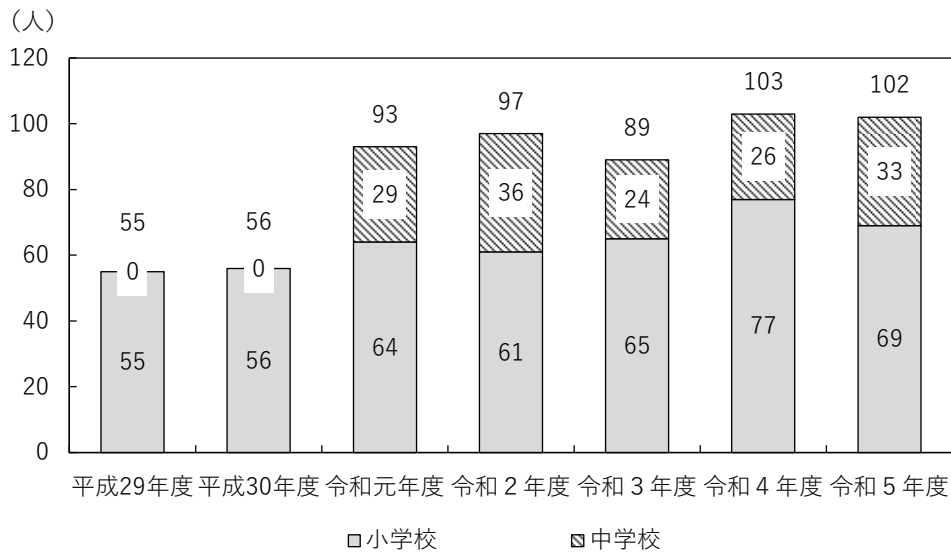
資料：学級数児童生徒数調べ（各年度5月1日）

■通級指導教室の設置学校数の推移



資料：合志市教育委員会

■通級指導教室の利用者数の推移



資料：合志市教育委員会

2 アンケート結果

(1) 調査の目的

市内にお住まいの、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

■調査の対象者等について

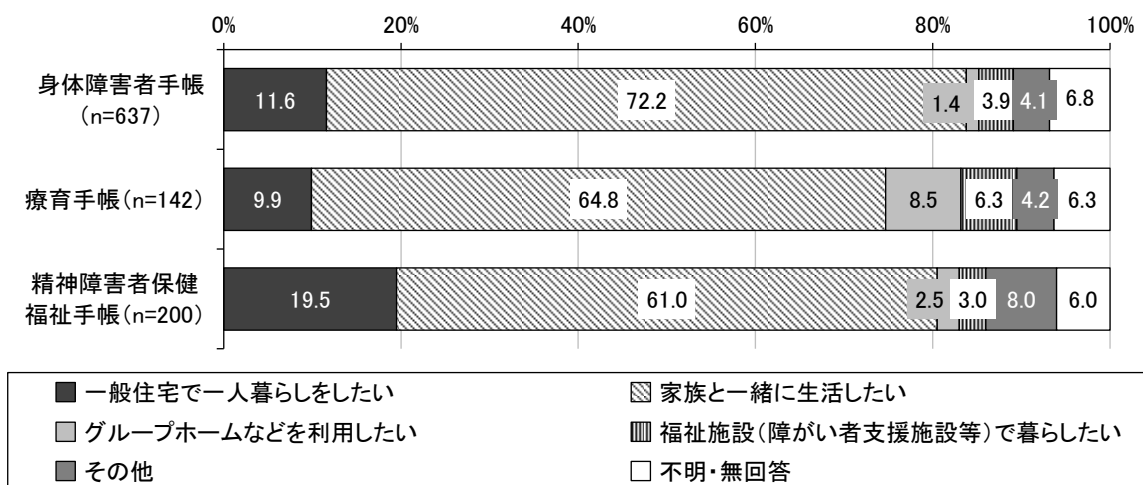
項目	成人(18歳以上)	18歳未満
調査対象者	市内在住の障がいのある人	市内在住の通所受給者証等を所持する児童の保護者
調査期間	令和5年8月10日(木) ～8月25日(金)	令和5年8月10日(木) ～8月25日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、 WEB回答方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、 WEB回答方式
配布数	2,254件	763件
有効回収数	988件	309件
有効回収率	43.8%	40.5%

(3) アンケート調査結果 (成人：18歳以上)

問 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「家族と一緒に生活したい」が最も高くなっています。

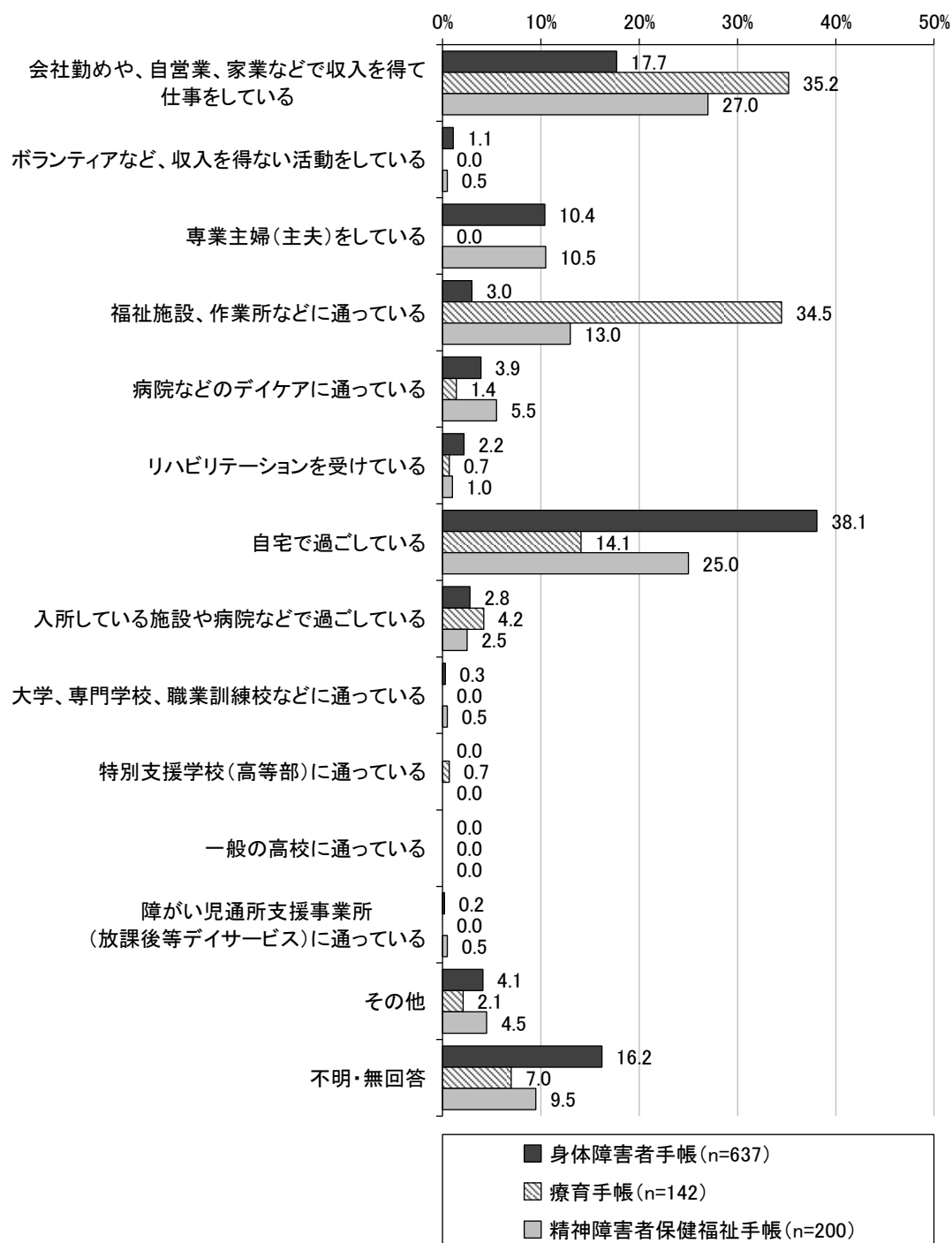
【所持手帳種類別】



問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「自宅で過ごしている」、それ以外の種別では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が最も高くなっています。

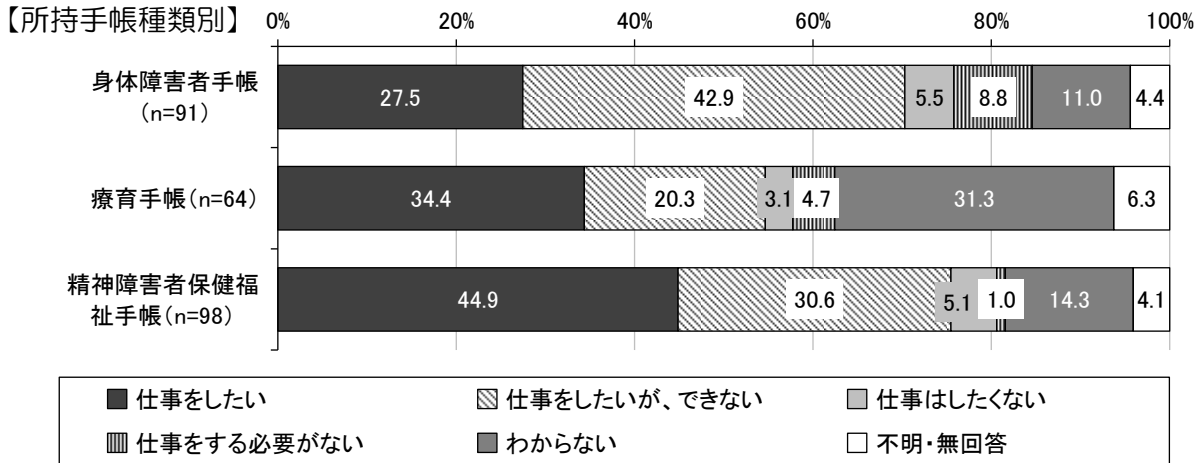
【所持手帳種類別】



前問で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選んだ64歳以下の方のみ

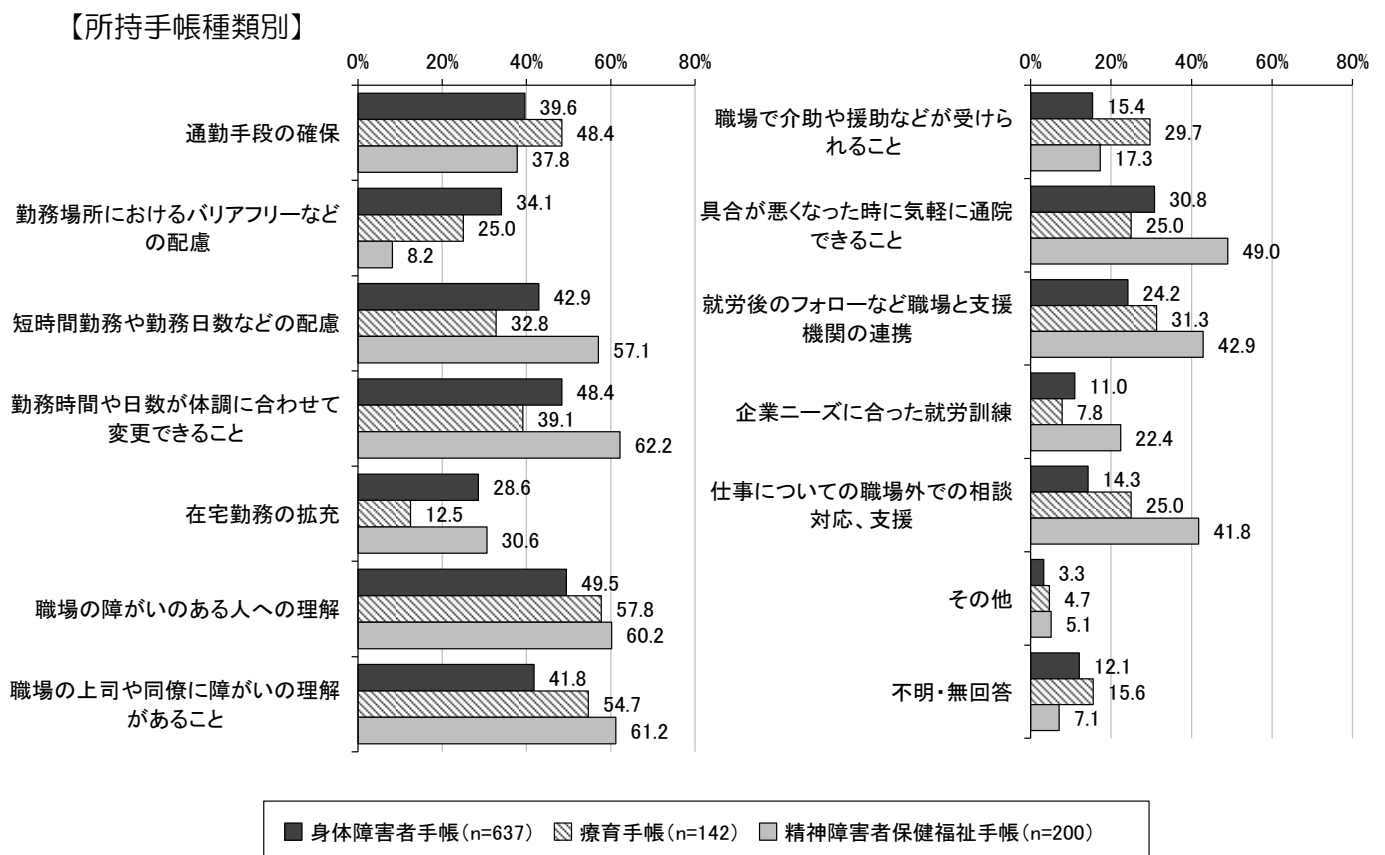
問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「仕事をしたいが、できない」、それ以外の種別では「仕事をしたい」が最も高くなっています。



問 障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

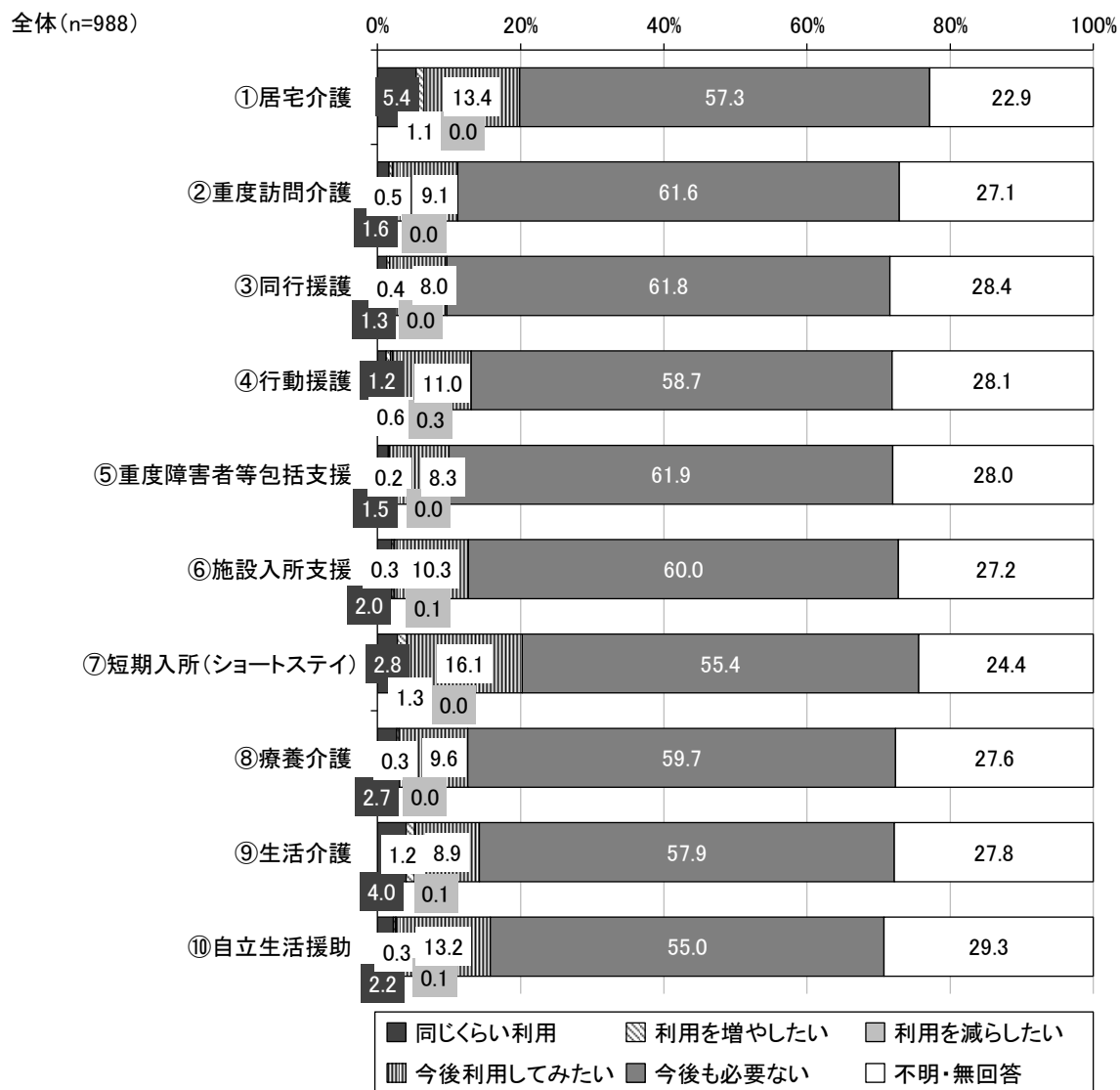
所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」、それ以外の種別では「職場の障がいのある人への理解」が最も高くなっています。



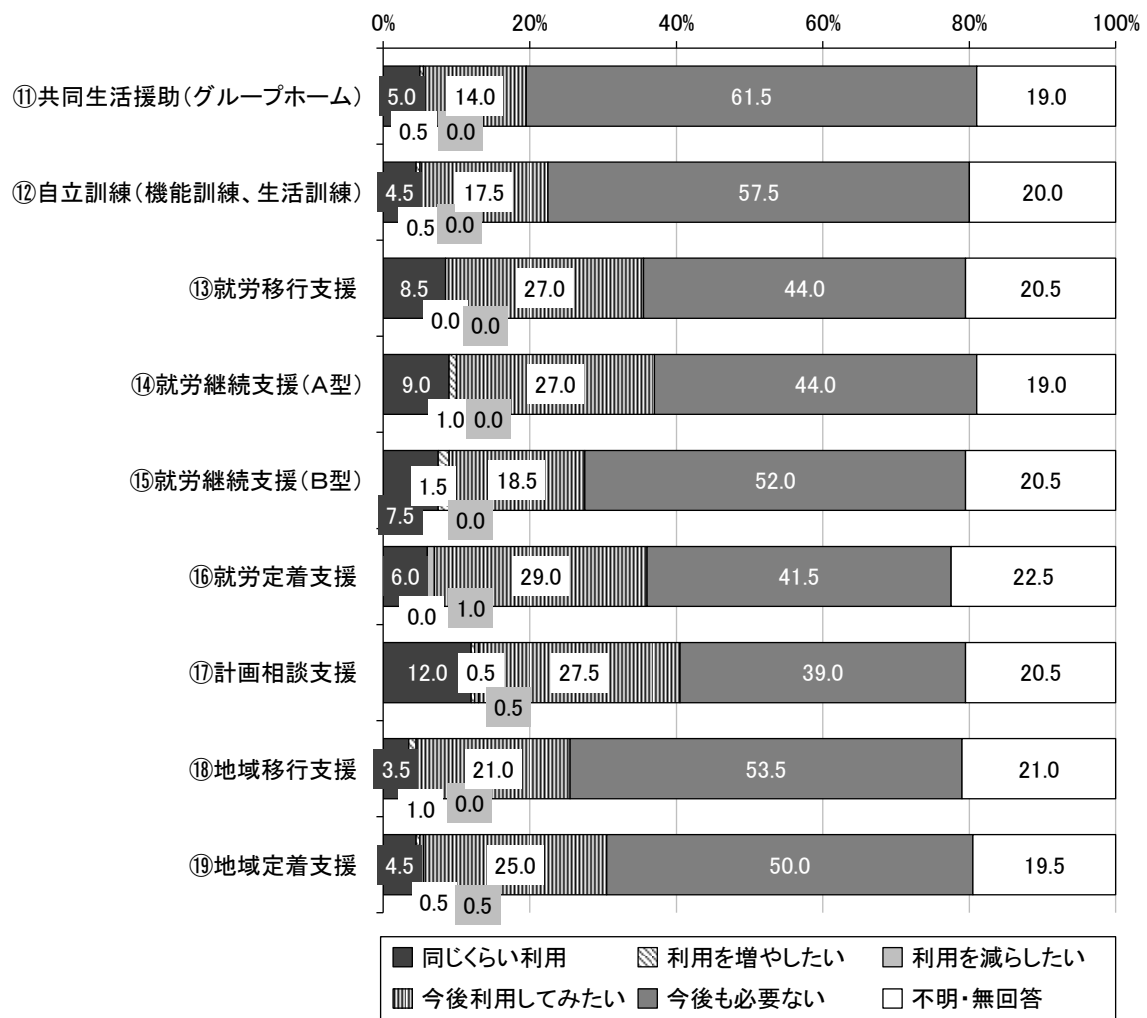
問 以下の①～⑩のサービスの今後の利用希望についてうかがいます。

サービスの今後の利用希望についてみると、すべてのサービスで「今後も必要ない」が最も高く、次いで「今後利用してみたい」となっています。

また、就労系サービスにおいて「今後利用してみたい」という回答が、他のサービスに比べ全体的に高くなっており、就労定着支援が最も高く、29.0%となっています。



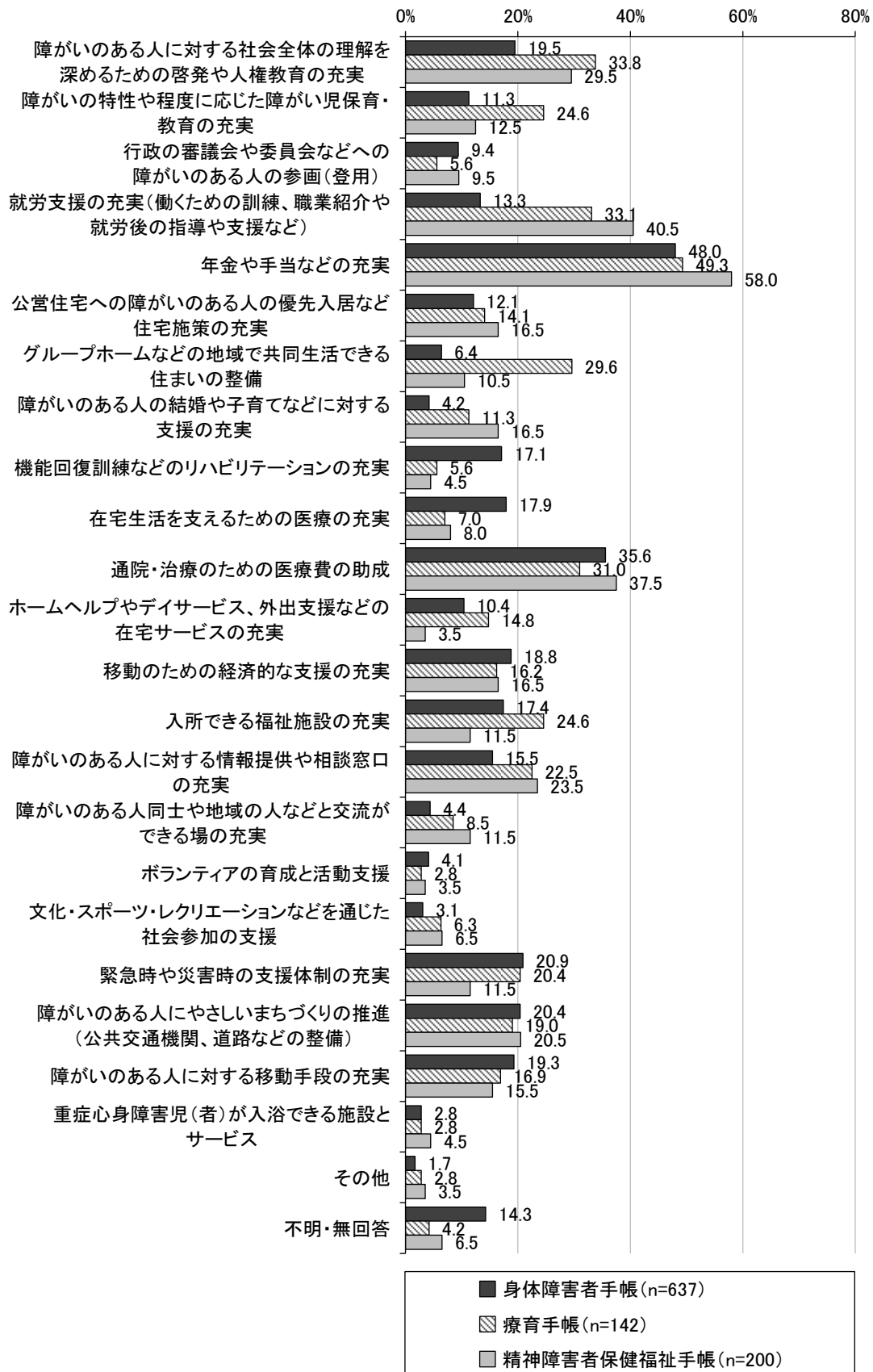
※次頁にも選択肢⑪～⑱の結果が掲載されています。



問 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政（国・県・市）はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「年金や手当などの充実」が最も高くなっています。

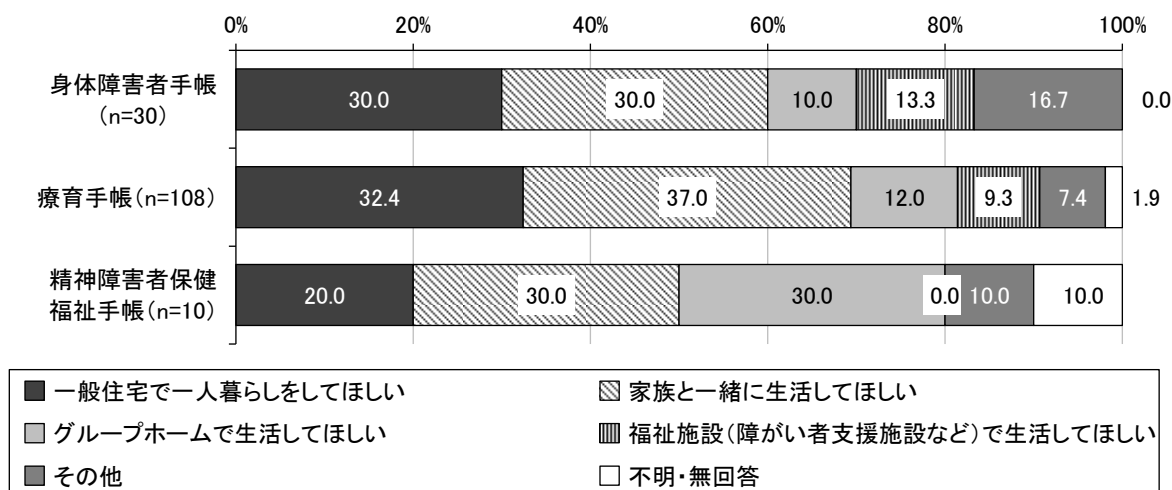
【所持手帳種類別】



(4) アンケート調査結果 (18歳未満の保護者)

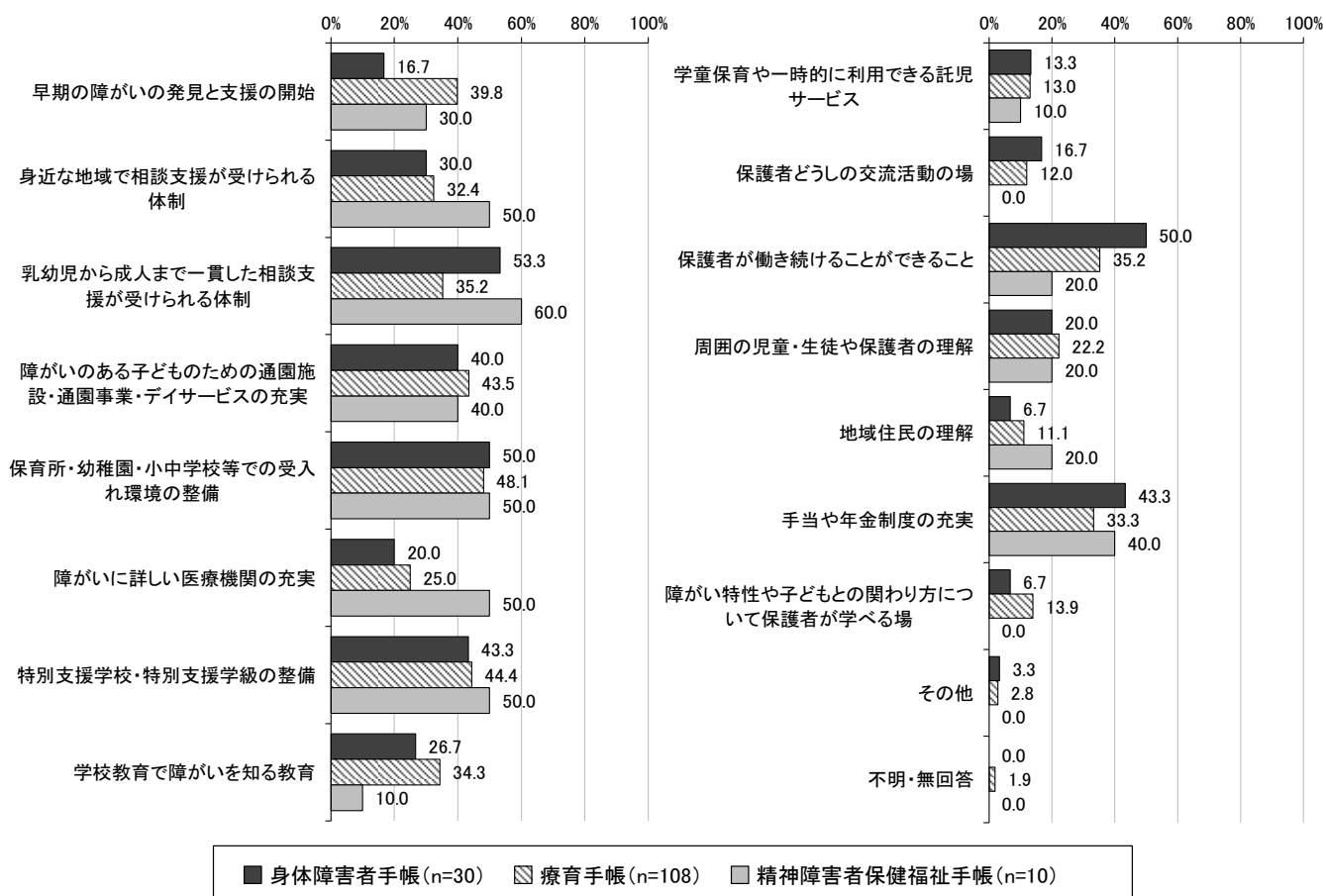
問 お子さんに、将来どのように生活してほしいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体〕では「一般住宅で一人暮らしをしてほしい」「家族と一緒に生活してほしい」、〔療育〕では「家族と一緒に生活してほしい」、〔精神〕では「家族と一緒に生活してほしい」「グループホームで生活してほしい」が最も高くなっています。



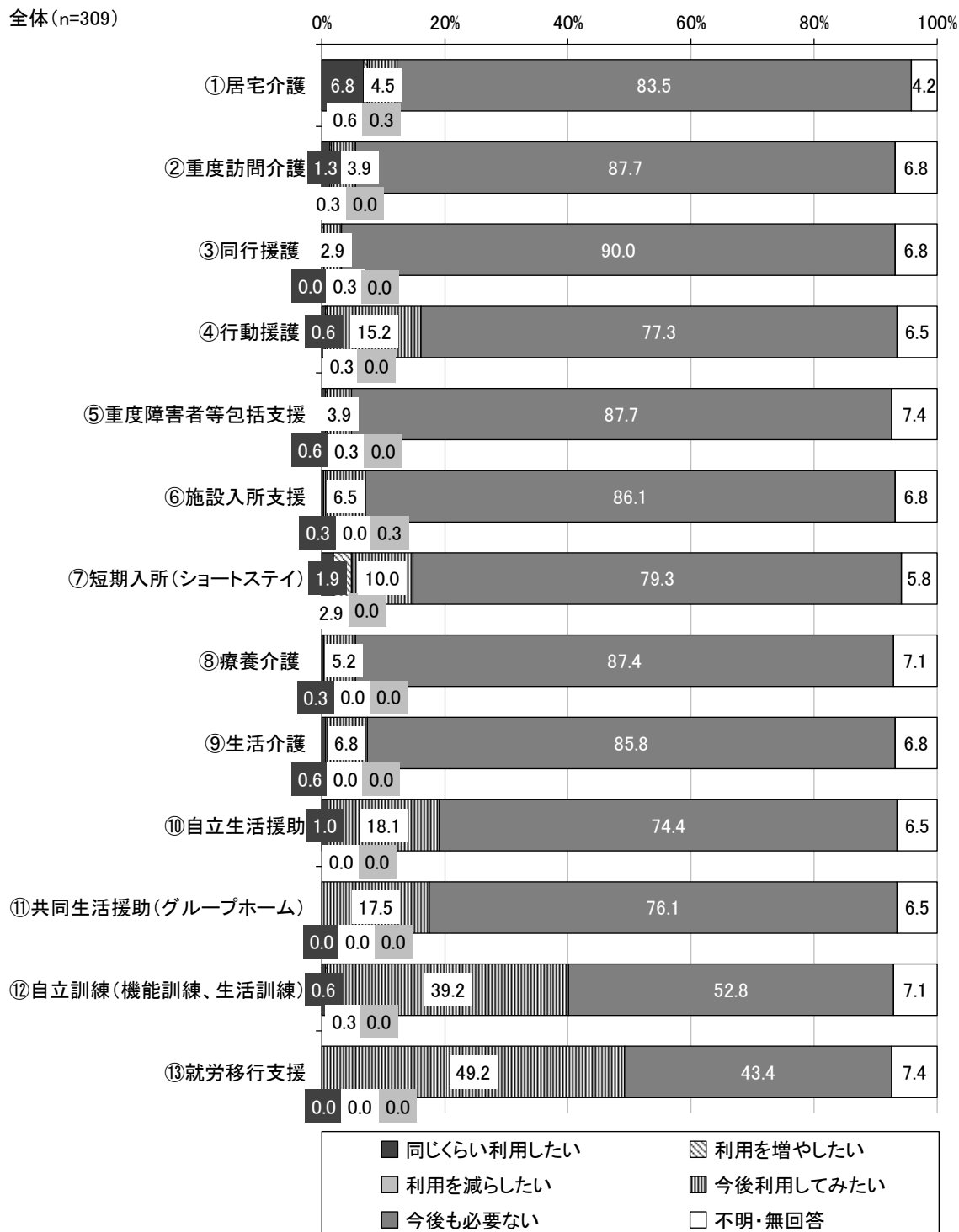
問 障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

所持手帳種類別にみると、〔療育〕では「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備」、それ以外の種別では「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」が最も高くなっています。



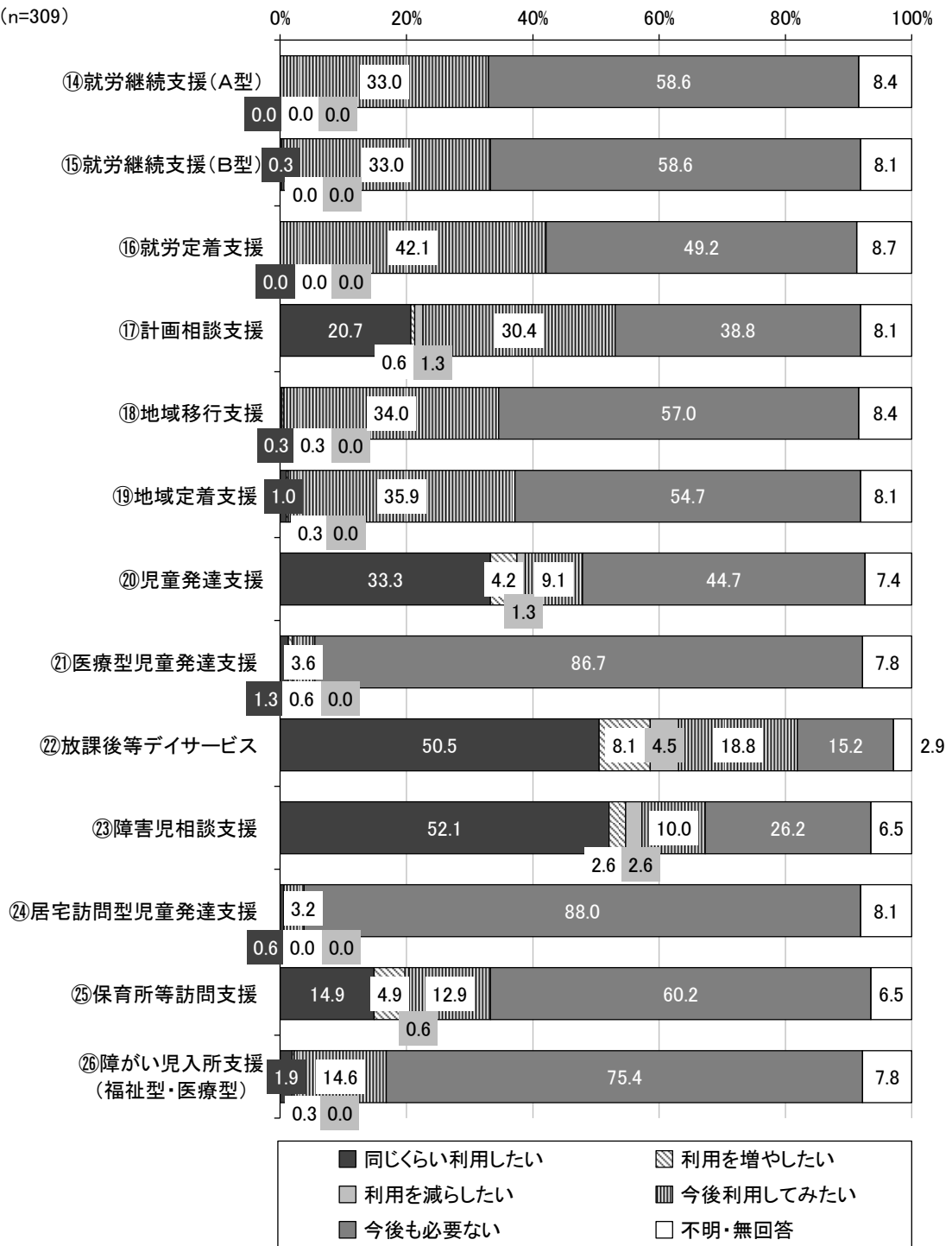
問 以下の①～⑯のサービスの今後の利用希望についてうかがいます。

サービスの今後の利用希望についてみると、[⑬就労移行支援]では「今後利用してみたい」、[②放課後等デイサービス][③障害児相談支援]では「同じくらい利用したい」、その他のサービスでは「今後も必要ない」が最も高くなっています。



※次頁にも選択肢⑭～⑯の結果が掲載されています。

全体 (n=309)



3 事業所や支援者への調査結果

(1) 調査の目的

市内の障害福祉サービス事業所や支援者に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

①アンケート調査

◇調査対象者：市内で障がい福祉分野で事業を展開されている事業所

◇調査期間：令和5年8月31日（木）～9月18日（月）

◇調査方法：WEBフォームによる調査の実施

◇有効回収数：48件

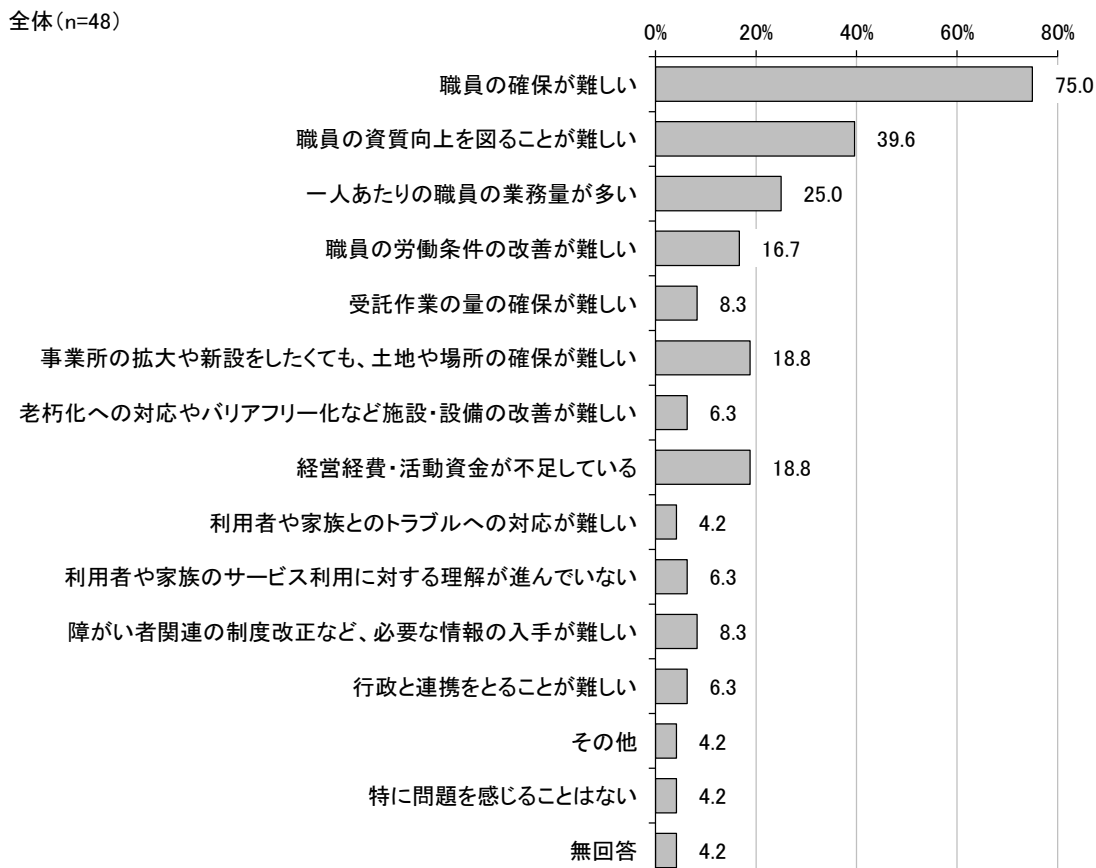
②対面による聞き取り調査

市内において、相談支援等に従事される方を対象に、日々寄せられる困りごとや充実すべき支援に関する意見等について聞き取りを行い、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(3) アンケート調査結果

問 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

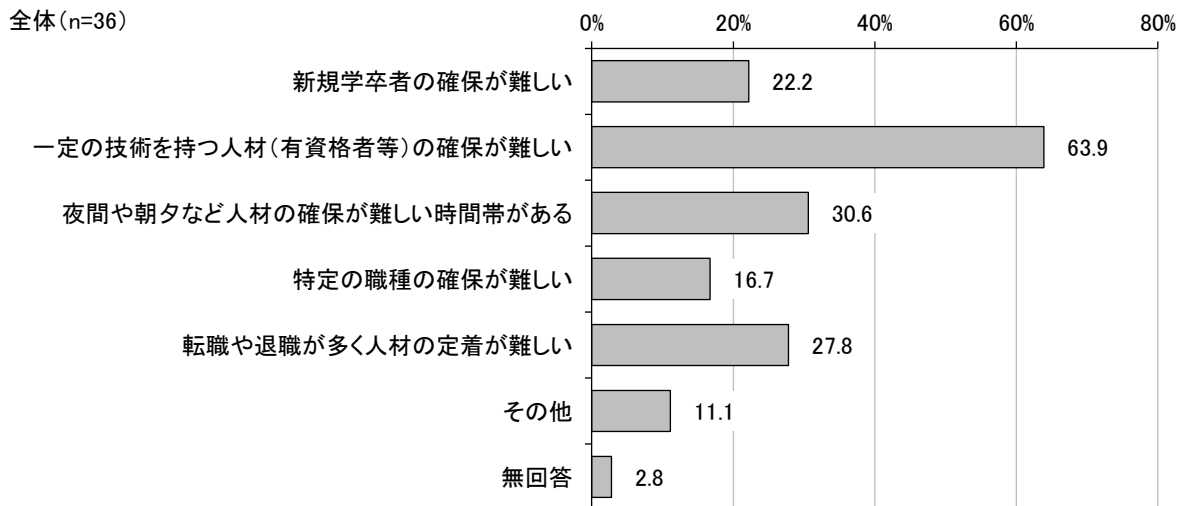
「職員の確保が難しい」が75.0%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が39.6%、「一人あたりの職員の業務量が多い」が25.0%となっています。



前問で「職員の確保が難しい」を選ばれた方のみ

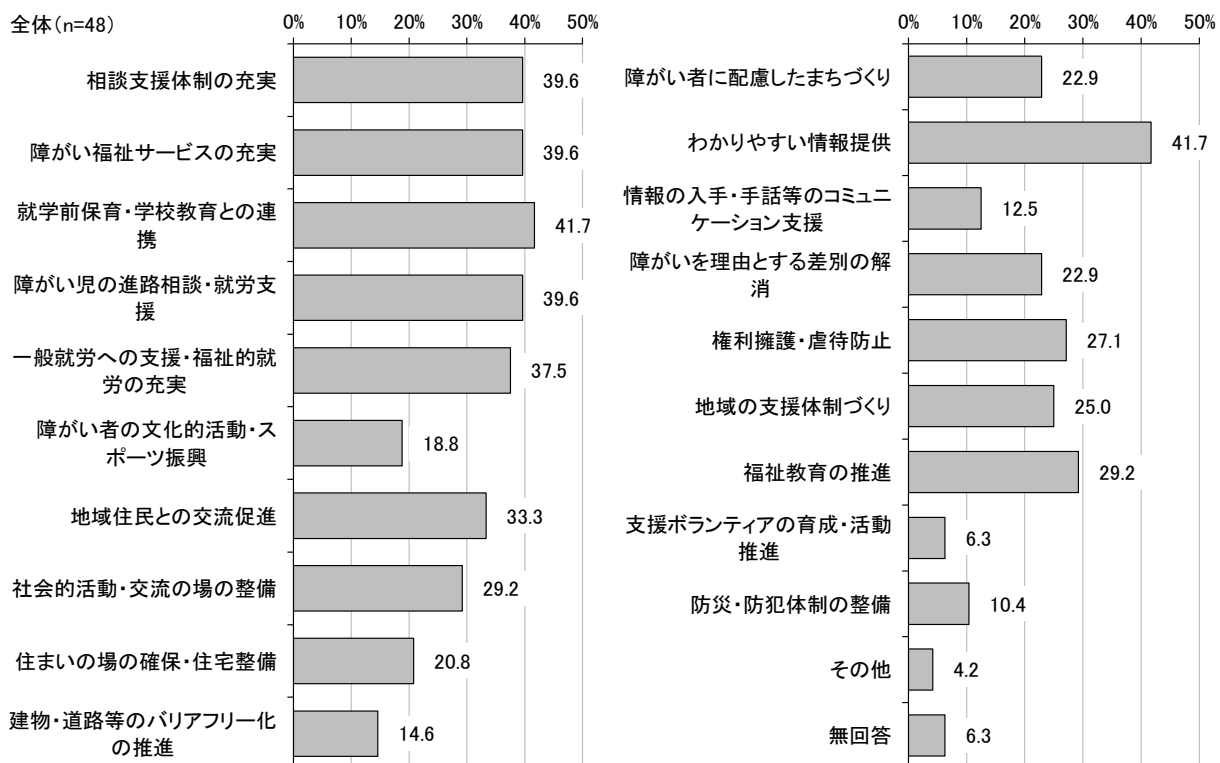
問 職員の確保に向けてどのような課題がありますか。

「一定の技術を持つ人材(有資格者等)の確保が難しい」が 63.9%と最も高く、次いで「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が 30.6%、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が 27.8%となっています。



問 合志市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思いますか。

「わかりやすい情報提供」「就学前保育・学校教育との連携」が 41.7%と最も高く、次いで「相談支援体制の充実」「障がい福祉サービスの充実」「障がい児の進路相談・就労支援」が 39.6%となっています。



第3章 令和8年度の成果目標

1 成果目標等の設定

第7期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第6期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

障害者福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

国の基本指針

- 地域生活移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数の削減:令和4年度末施設入所者数の5%以上削減

①地域生活移行者数

第7期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される5人として設定します。

②施設入所者の削減

施設入所者数の削減については、本市においては現実的に困難なため、今回の計画では0人とします。(施設入所者の削減が困難なのは、施設入所の待機者が多くおり、退所者が出てもすぐに次の入所者が決まる状況であり、削減が現実的に困難なため)

■本市における成果目標

	説明	成果目標
基準値	令和4年度末の施設入所者数	73人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (令和4年度末施設入所者数の6%以上)	5人
目標値	②施設入所者の削減数 (令和4年度末施設入所者数の5%以上)	0人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方への支援体制の充実にむけて、保健、医療及び福祉関係者による協議を推進します。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

(3)地域生活支援の充実

国の基本指針では、令和8年度末までに各圏域・各市町村において引き続き地域生活支援拠点(※)を整備し、整備後の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとしています。

本市の地域生活支援拠点の整備は、完了しており、今後、機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証、検討を行います。また、機能の充実にむけたコーディネーターの配置に取り組みます。併せて、強度行動障がいをもつ方に対し、相談支援事業所等とも連携し、ニーズの把握また支援体制の検討を進めます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までの間に各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討すること ●強度行動障がいをもつ方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
--------	---

■本市における成果目標と活動指標

項目	現状値 (令和4年度)	成果目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点(※)等の設置箇所数	1カ所	1カ所
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年1回	年1回
コーディネーターの配置人数	0人	1人
強度行動障がいをもつ方に関する支援体制の整備	-	実施

※地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。本市においては、市内相談支援事業所と連携し、相談体制の実施を行っています。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

障害者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援、就労継続支援A型および就労継続支援B型を利用して一般就労へ移行した人数に関する目標値を定めます。

また、一般就労への移行とともに、定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に関する目標を定めます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数:令和3年度の 1.28 倍以上 ●就労移行支援事業を利用した移行者数:令和3年度の 1.31 倍以上 ●就労継続支援A型事業を利用した移行者数:令和3年度の 1.29 倍以上 ●就労継続支援B型事業を利用した移行者数:令和3年度の 1.28 倍以上 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 ●就労定着支援事業利用者数:令和3年度末の 1.41 倍以上 ●就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上
--------	---

①一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和3年度時点で、実績値は3人となっています。第7期計画における目標値は、国の指針である令和3年度実績の1.28倍以上に基づいて算出します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
基準値	令和3年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	3人
目標値	令和8年度中に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数(令和3年度実績の1.28倍以上)	4人

②就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数

就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数については、令和3年末時点で、実績値は1人となっています。第7期計画における目標値は、国の指針である令和3年度実績の1.31倍以上に基づいて算出します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
基準値	令和3年度末における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人
目標値	令和8年度中における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.31倍以上)	2人

③就労継続支援A型およびB型事業を利用した一般就労への移行者数

就労継続支援A型およびB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであり、A型は雇用契約がありますが、B型は雇用契約がない支援形態となります。

目標値の設定にあたっては、A型は、国の指針である令和3年度実績の1.29倍以上に、B型は、国の指針である令和3年度実績の1.28倍以上に基づいて算出します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
基準値	令和3年度における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数	1人
	令和3年度における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数	1人
目標値	令和8年度中における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.29倍以上)	2人
	令和8年度中における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.28倍以上)	2人

④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所の割合については、国の指針に基づき一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割となるよう設定します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
目標値	令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%

⑤就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末で10人となっています。第7期計画における目標値は、国の指針である令和3年度実績の1.41倍以上に基づいて算出します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
基準値	令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数	10人
目標値	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数(令和3年度末の実績の1.41倍以上)	15人

⑥就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合については、国の指針に基づき25%以上となるよう設定します。

■本市における成果目標

	説明	成果目標
目標値	令和8年度末における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%

(5)障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域に点在する地域資源を重ね合わせた重層的な地域支援体制を構築するよう取り組みます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置 ●令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築 ●令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保 ●令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
--------	--

■本市における成果目標と活動指標

項目	現状値 (令和4年度)	成果目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1カ所	1カ所
保育所等訪問支援事業の実施	実施	実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の数	6カ所	6カ所以上
医療的ケア児等コーディネーターの配置	-	1カ所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	-	1人

※児童発達支援センターは、本市に既に設置済みのため、今回新たな目標として設定はしません。

※保育所等訪問支援事業は、既に実施しているため、今回新たな目標として設定はしません。

※主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の数は、既に1カ所以上確保済みのため、今回新たな目標として設定はしません。

※医療的ケア児等に関するコーディネーターは、研修修了者を表のとおり配置できるよう努めます。

(6)相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの整備が求められています。

また、障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会の設置とともに、協議会において個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を進めていく必要があります。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
--------	--

■本市における成果目標

項目	現状値 (令和4年度)	成果目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	-	実施
主任相談専門員の配置	-	実施
協議会の設置	実施	実施

■本市における活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	-	2	4
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	-	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	-	1	2

(7)障害福祉サービス等の質の向上

質の高い障害福祉サービスを提供するために、各種研修を通じ、障がいのある人等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を実施します。

国の基本指針	●令和8年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築
--------	--

■本市における成果目標

	説明	成果目標
目標値	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発	実施
	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修の推進	実施

■本市における活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	2	2	2

(8)発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人の支援体制の充実にむけて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の参加者数、ピアサポートの活動の参加者数を設定します。

■本市における活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム(※)等の参加者数	5	5	5
ピアサポートの活動の参加者数	0	5	5

第4章 障害福祉サービスの必要量見込

1 障害福祉サービス等の見込量および確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を確保するための方策を定めます。

(1)見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス量や利用者数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1カ月当たりのサービス量および利用者数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間／月：1カ月当たりのサービス提供時間

人日／月：1カ月当たりの延べ提供日数

人／月：1カ月当たりの実利用者数

(2)訪問系サービスの見込量と確保方策

①居宅介護

■サービスの内容

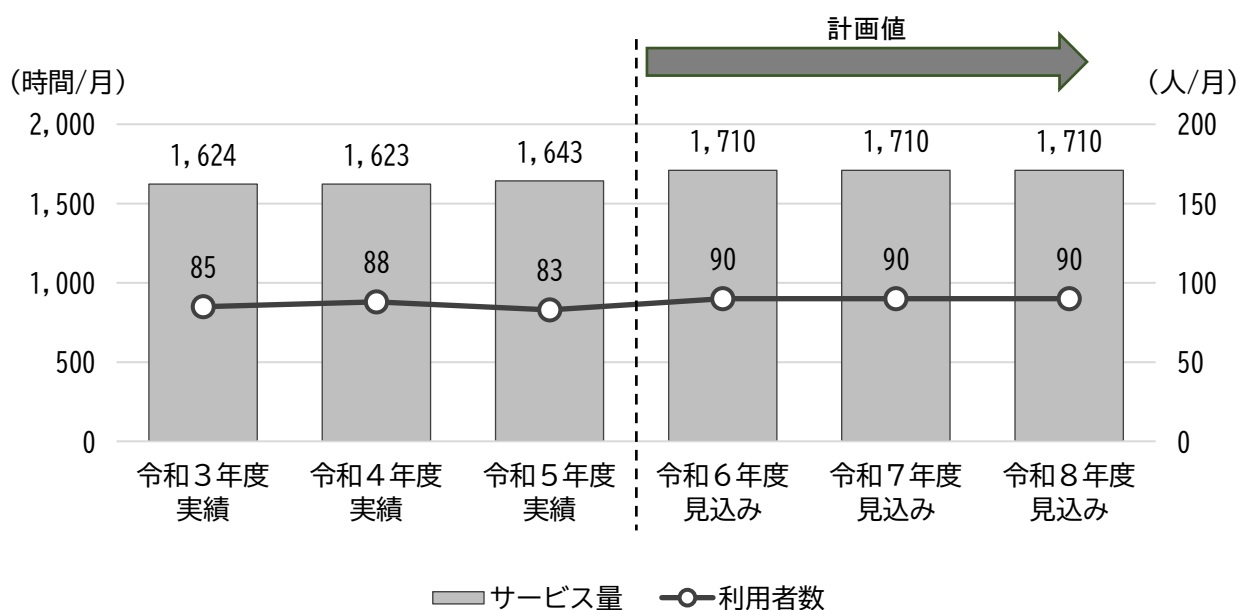
居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、実績に上乘せして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	1,624	1,623	1,643	1,710	1,710	1,710
利用者数	人/月	85	88	83	90	90	90

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



②重度訪問介護

■サービスの内容

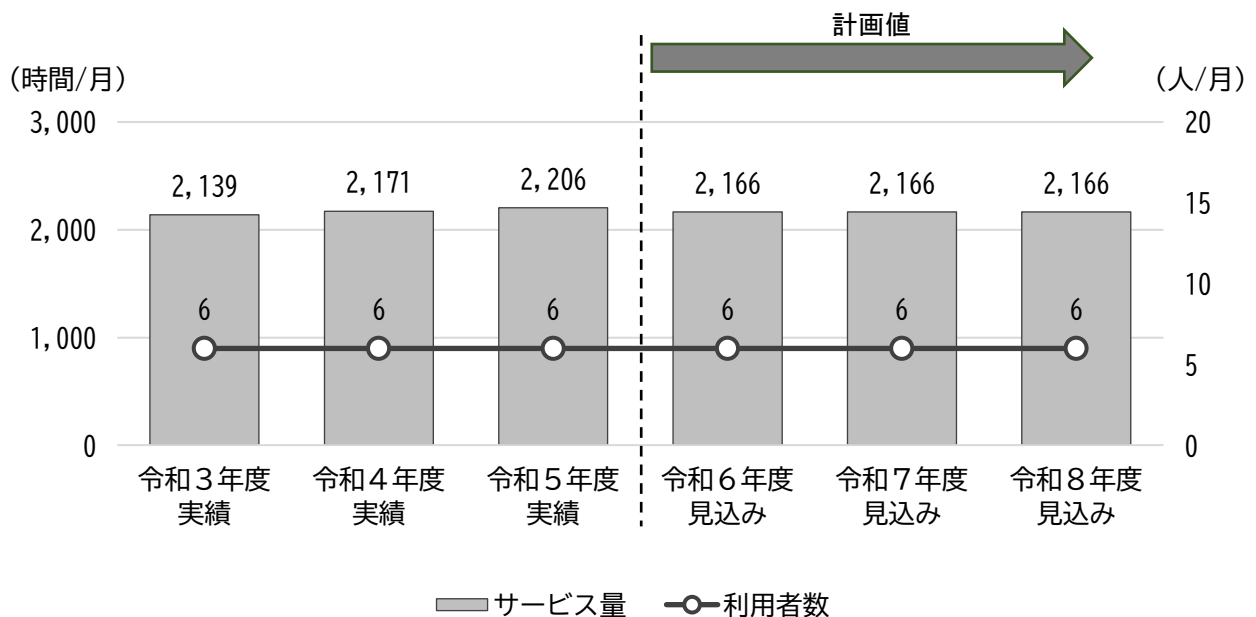
重度の肢体不自由者または重度の知的障がいのある人もしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がいのある人であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、近年の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	2,139	2,171	2,206	2,166	2,166	2,166
利用者数	人/月	6	6	6	6	6	6

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



③同行援護

■サービスの内容

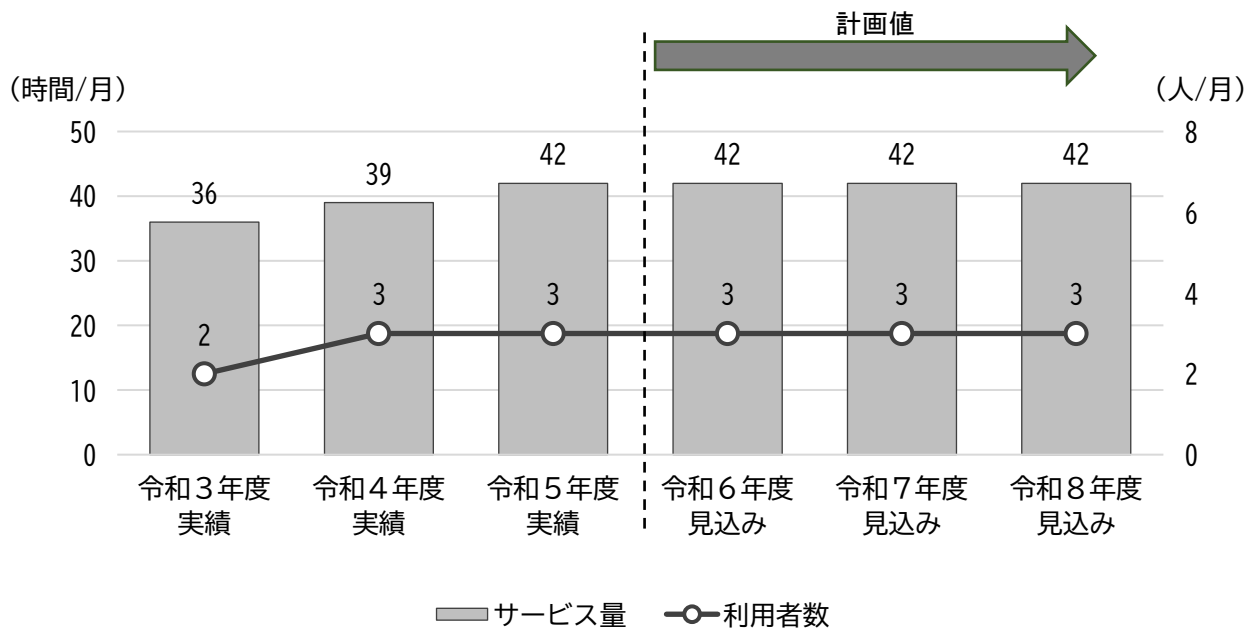
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者(児)に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、近年の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	36	39	42	42	42	42
利用者数	人/月	2	3	3	3	3	3

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



④行動援護

■サービスの内容

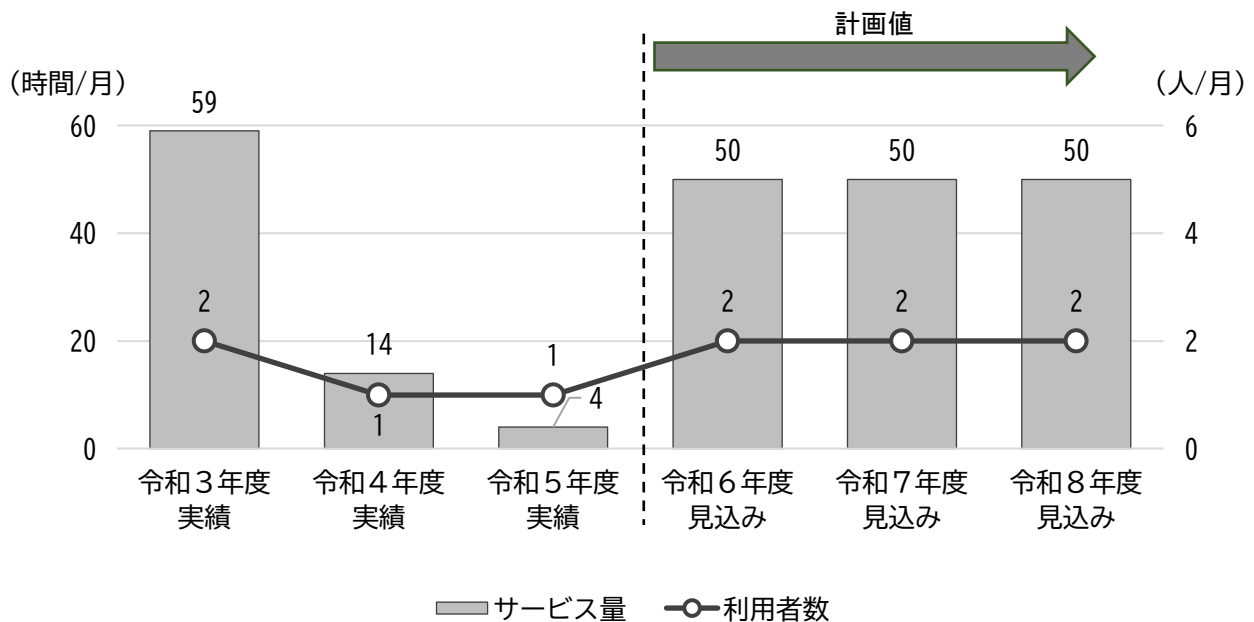
知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者(児)で常時介護が必要な人に、当該障がい者(児)が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護など必要な援助を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	59	14	4	50	50	50
利用者数	人/月	2	1	1	2	2	2

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑤重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護が必要な障がい者(児)で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量については、長年利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

(3)日中活動系サービスの見込量と確保方策

①生活介護

■サービスの内容

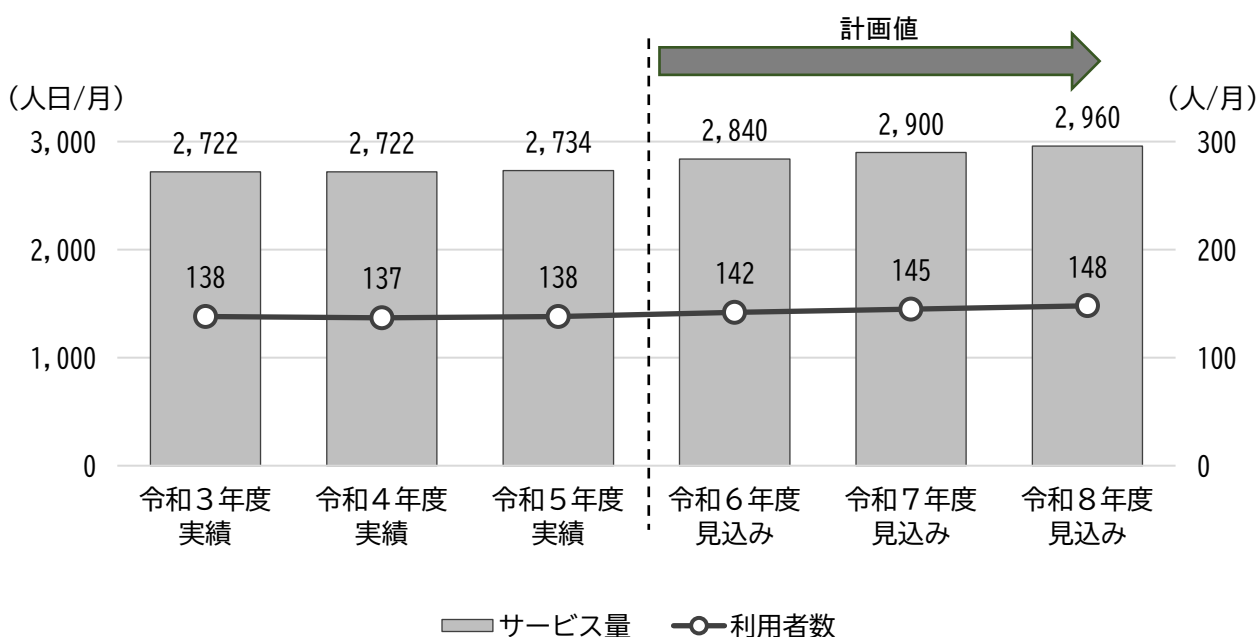
常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	2,722	2,722	2,734	2,840	2,900	2,960
利用者数	人/月	138	137	138	142	145	148

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



②自立訓練(機能訓練)

■サービスの内容

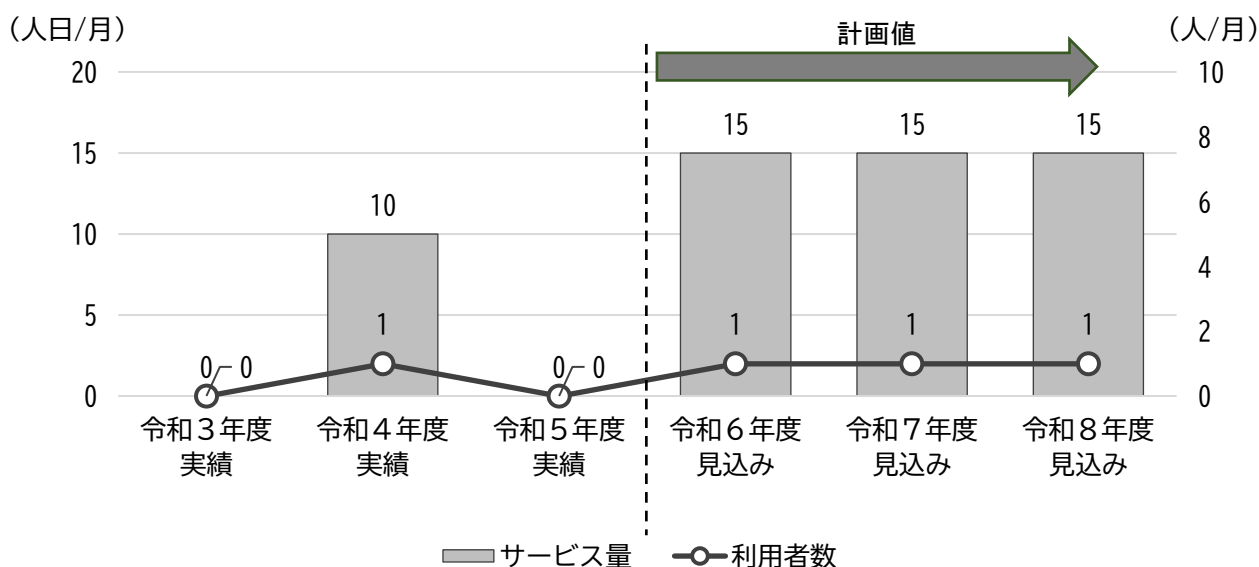
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、実績に上乘せして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	10	0	15	15	15
利用者数	人/月	0	1	0	1	1	1

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



③自立訓練(生活訓練)

■サービスの内容

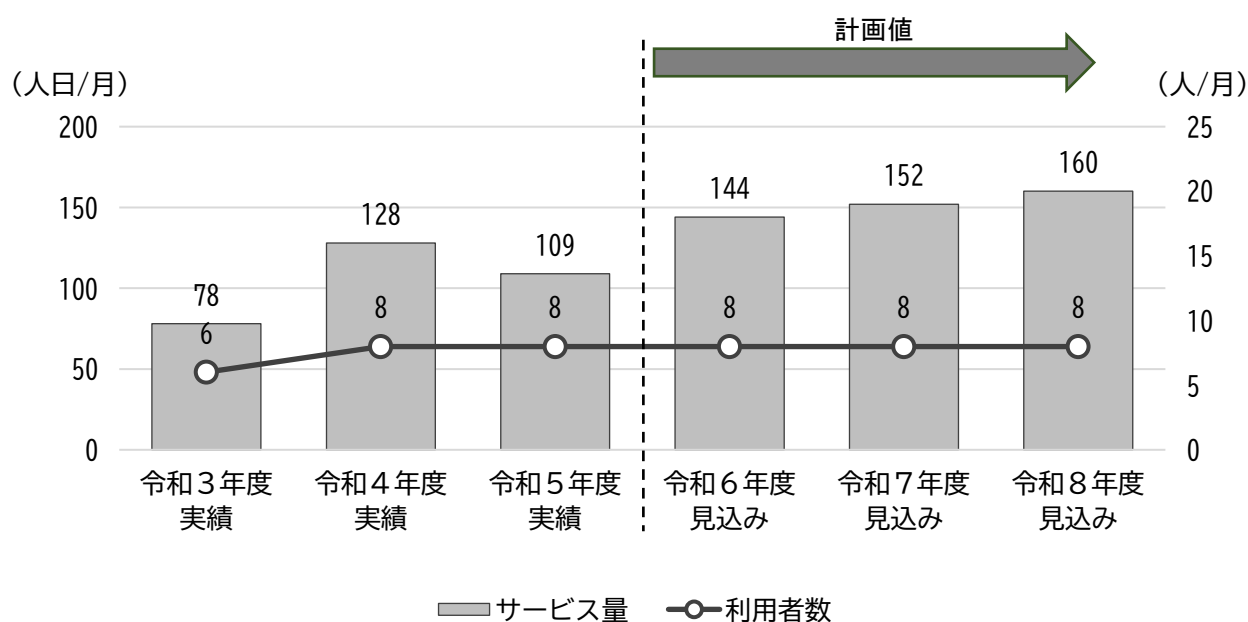
地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	78	128	109	144	152	160
利用者数	人/月	6	8	8	8	8	8

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



④就労選択支援

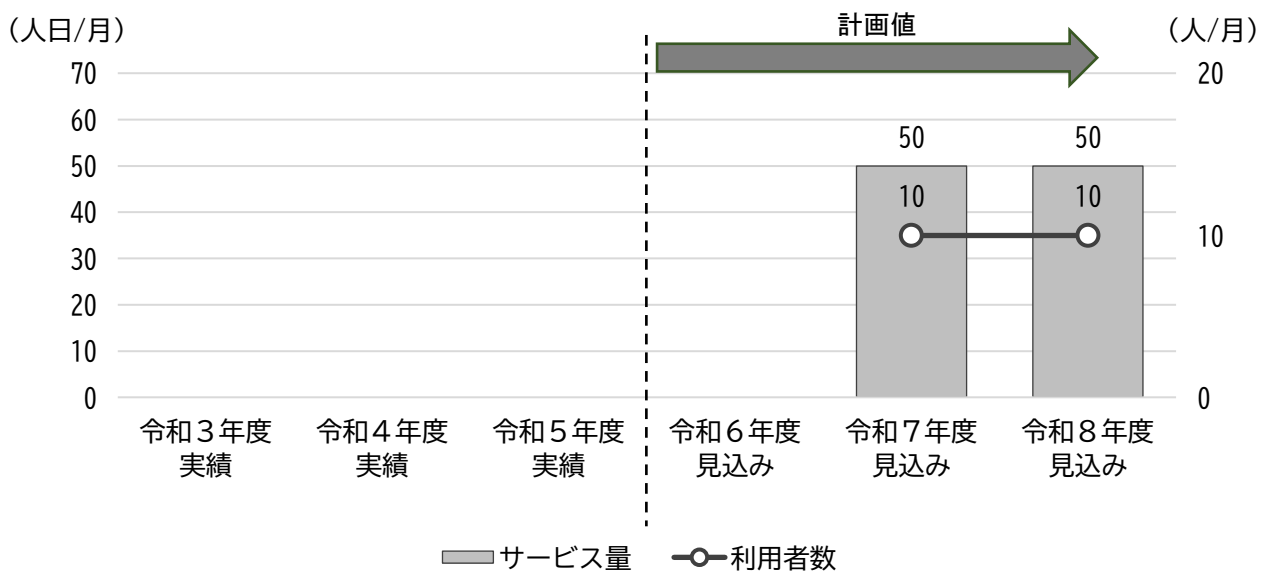
■サービスの内容

障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。

■見込量算出の考え方

令和7年度開始の事業であり、ニーズに応じて適切にサービスを提供できるよう、事業所と連携した提供体制の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	-	-	-	-	50	50
利用者数	人/月	-	-	-	-	10	10



⑤就労移行支援

■サービスの内容

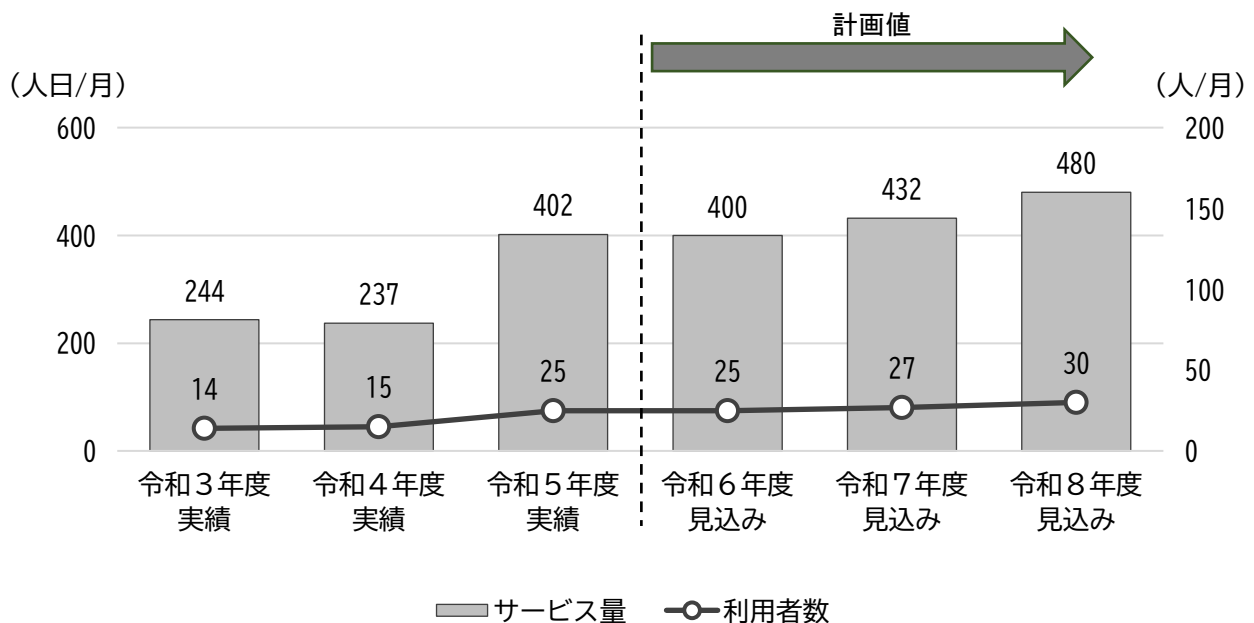
就労を希望する65歳未満の障がいのある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後、増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	244	237	402	400	432	480
利用者数	人/月	14	15	25	25	27	30

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑥就労継続支援(A型)

■サービスの内容

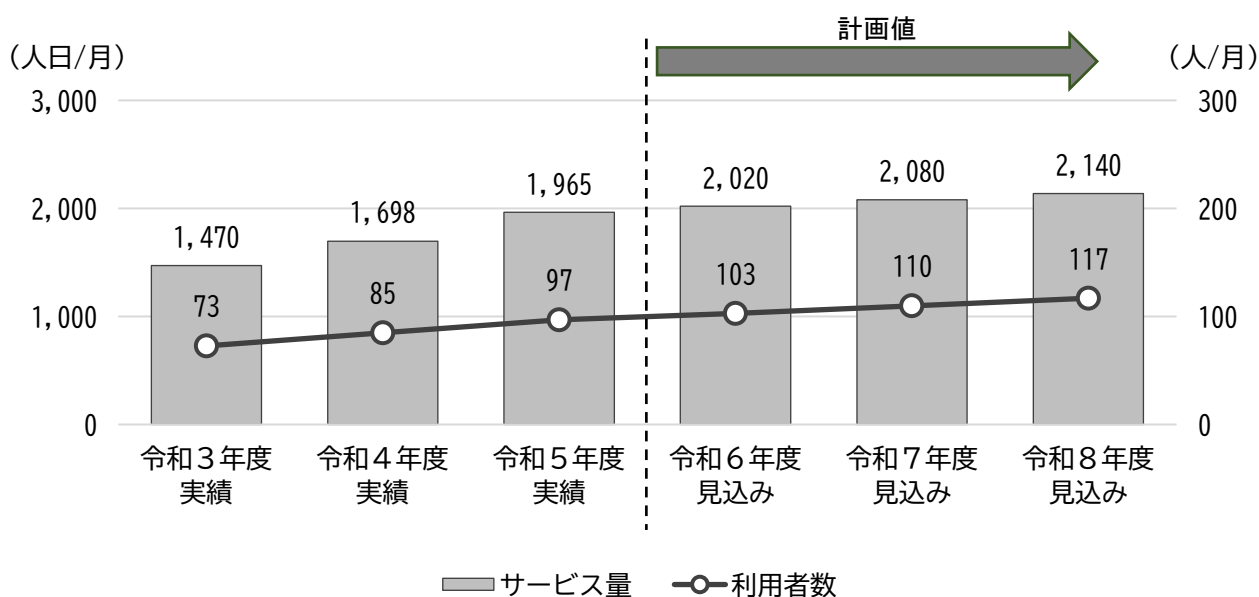
一般就労が困難な 65 歳未満の障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約あり)

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	1,470	1,698	1,965	2,020	2,080	2,140
利用者数	人/月	73	85	97	103	110	117

※2023 年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑦就労継続支援(B型)

■サービスの内容

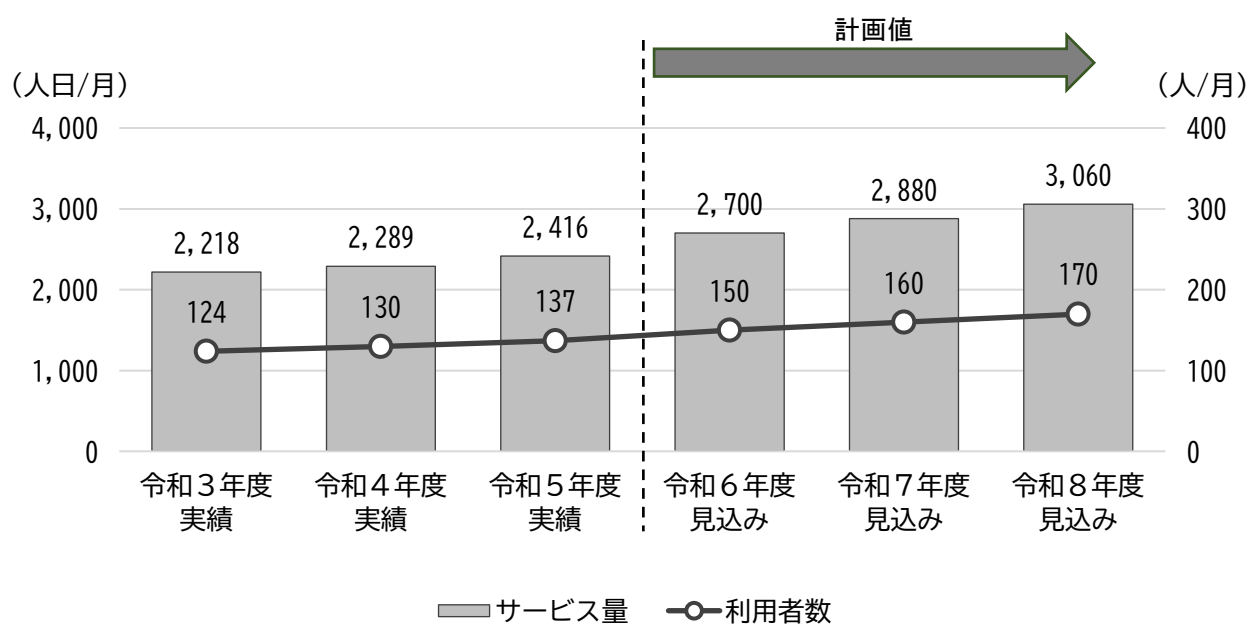
一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	2,218	2,289	2,416	2,700	2,880	3,060
利用者数	人/月	124	130	137	150	160	170

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑧就労定着支援

■サービスの内容

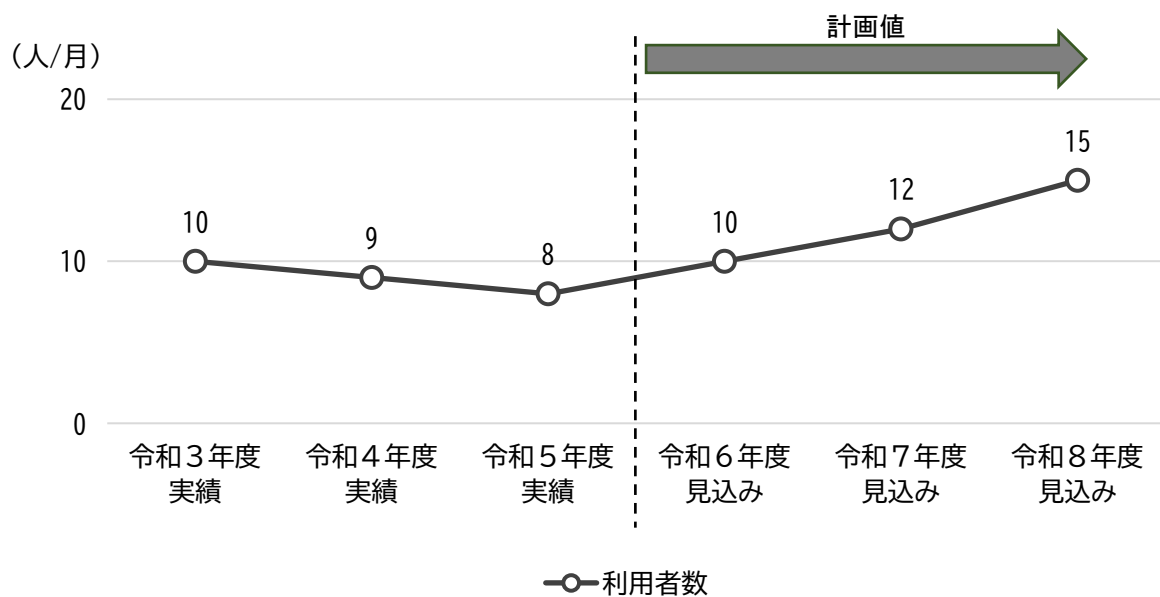
就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、実績に上乗せして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	10	9	8	10	12	15

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑨療養介護

■サービスの内容

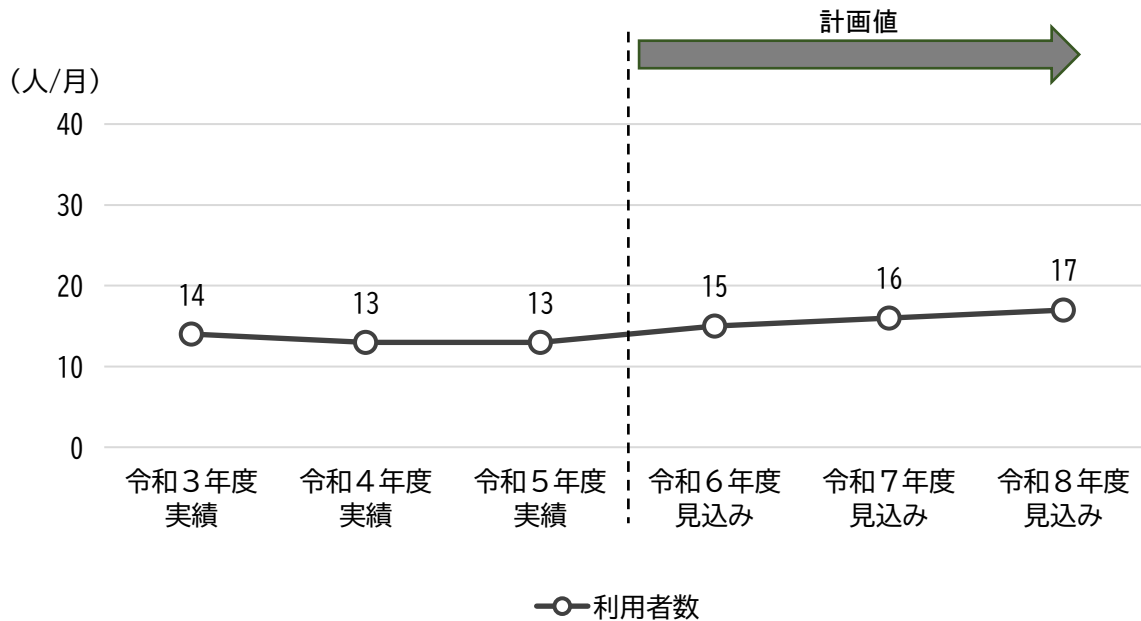
病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	14	13	13	15	16	17

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑩短期入所(福祉型)

■サービスの内容

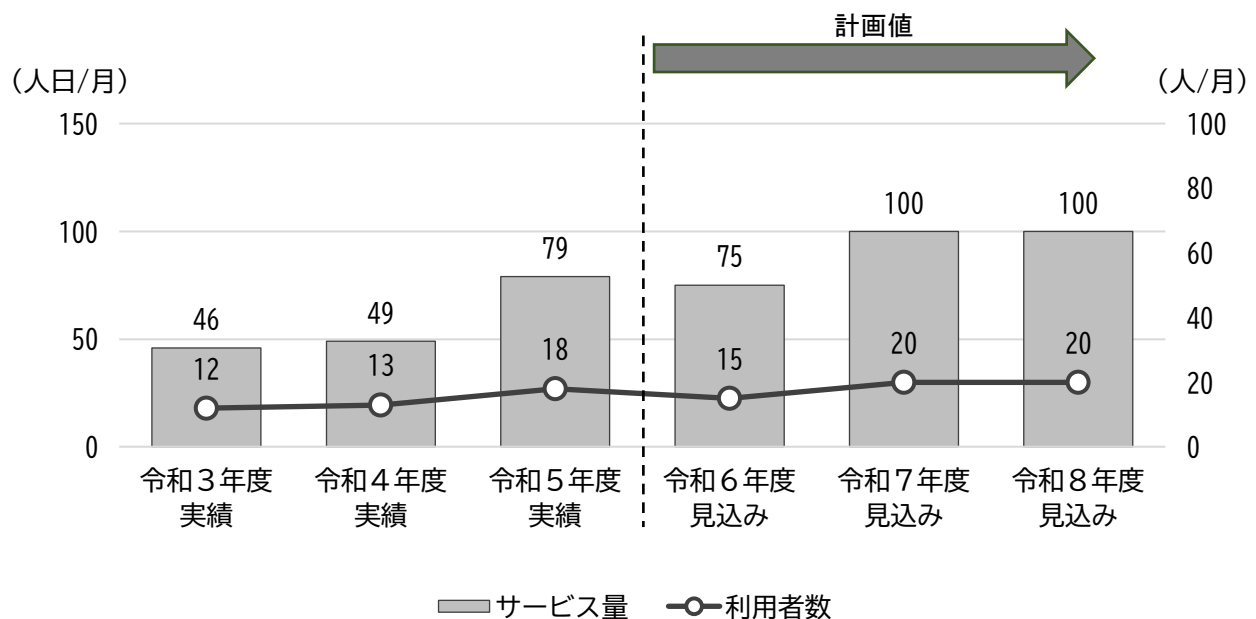
居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障がい者(児)に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえながら、ニーズも勘案し、実績に上乘せして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	46	49	79	75	100	100
利用者数	人/月	12	13	18	15	20	20

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



①短期入所(医療型)

■サービスの内容

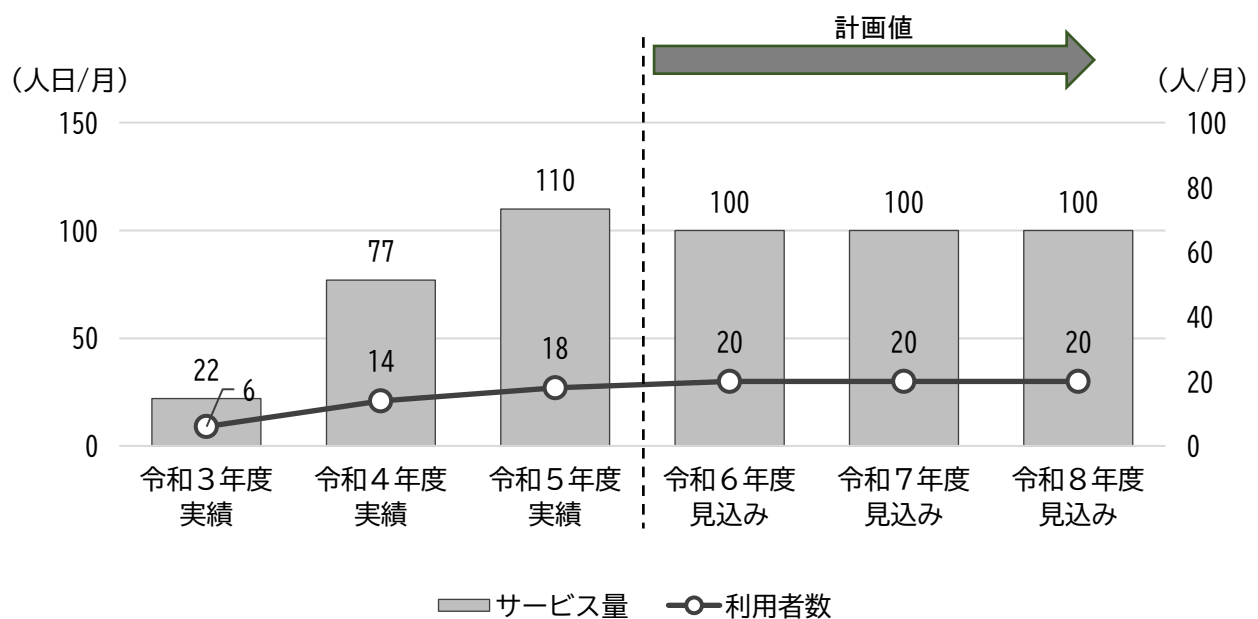
自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護、医療的ケアの提供等を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	22	77	110	100	100	100
利用者数	人/月	6	14	18	20	20	20

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



(4) 居住系サービスの見込量と確保方策

① 自立生活援助

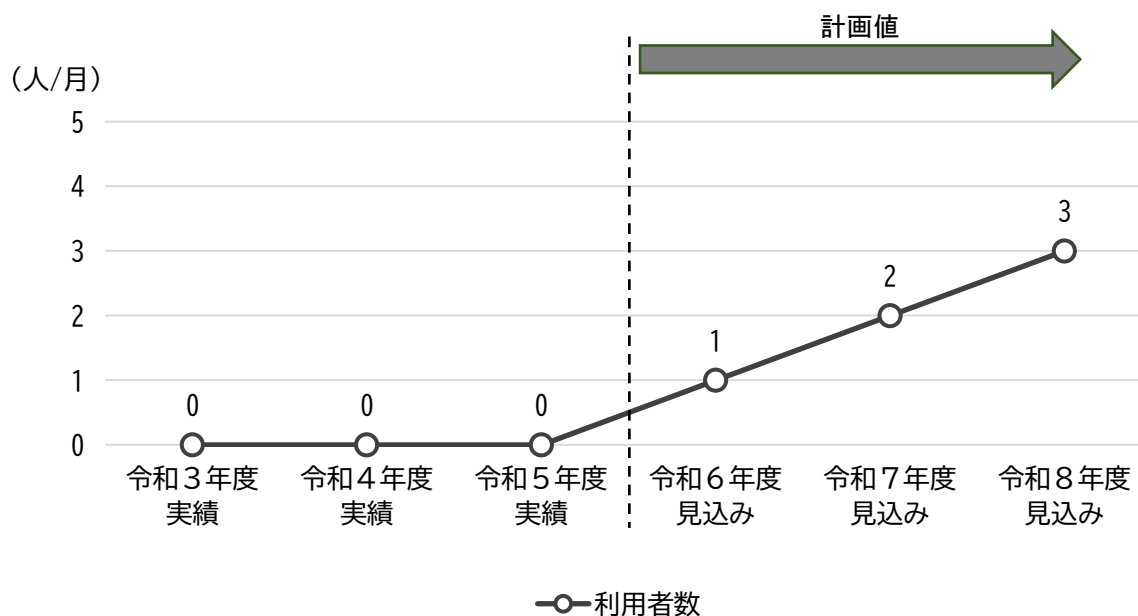
■ サービスの内容

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■ 見込量算出の考え方

平成 30 年度から開始されたサービスであり、利用者数の見込量については、第6期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	1	2	3



②共同生活援助

■サービスの内容

共同生活を営む住居で、主として夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

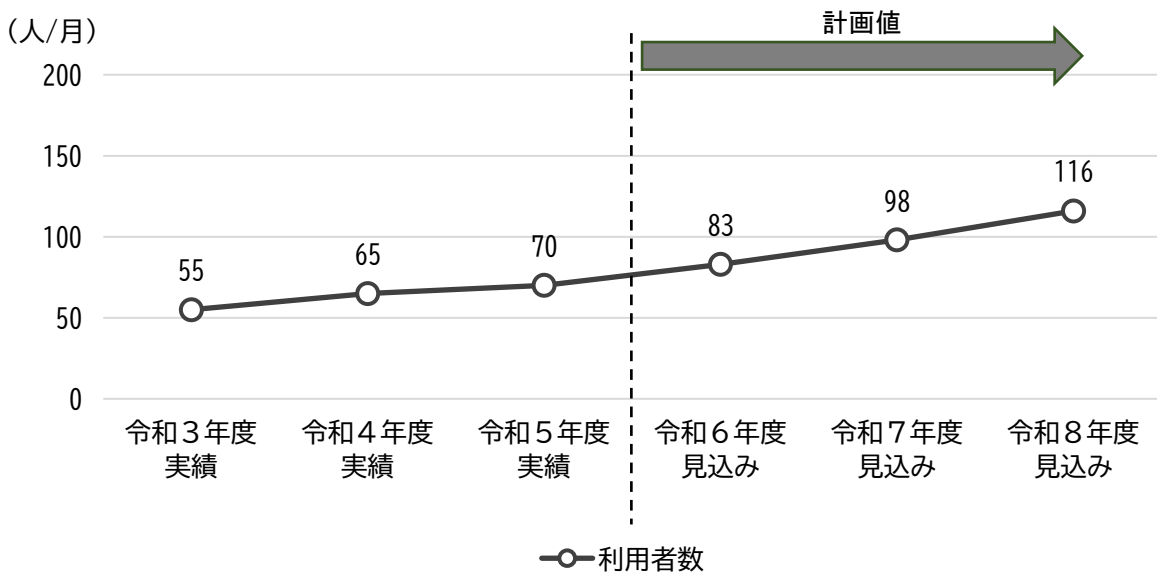
■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

グループホームについては、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するため、また、親なき後を見据えた支援を進めるにあたり、県とも連携して供給量の拡大に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	55	65	70	83	98	116

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



③施設入所支援

■サービスの内容

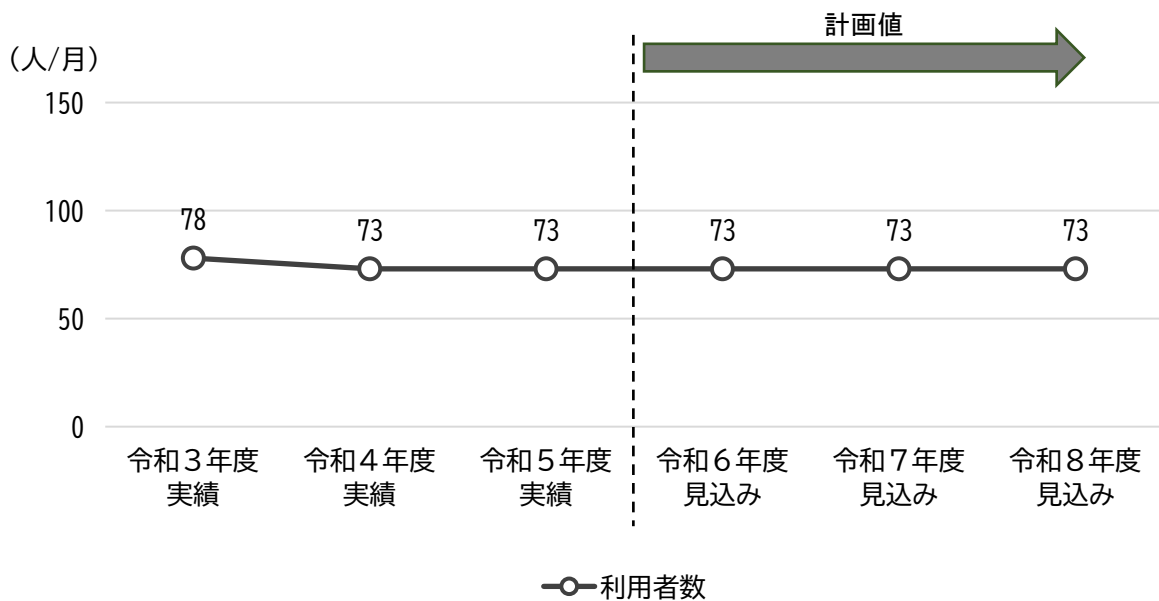
施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

■見込量算出の考え方

施設入所支援については、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所の利用が必要な障がいのある人が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員を確保することができるように設定しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	78	73	73	73	73	73

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



(5)相談支援の見込量と確保方策

①計画相談支援

■サービスの内容

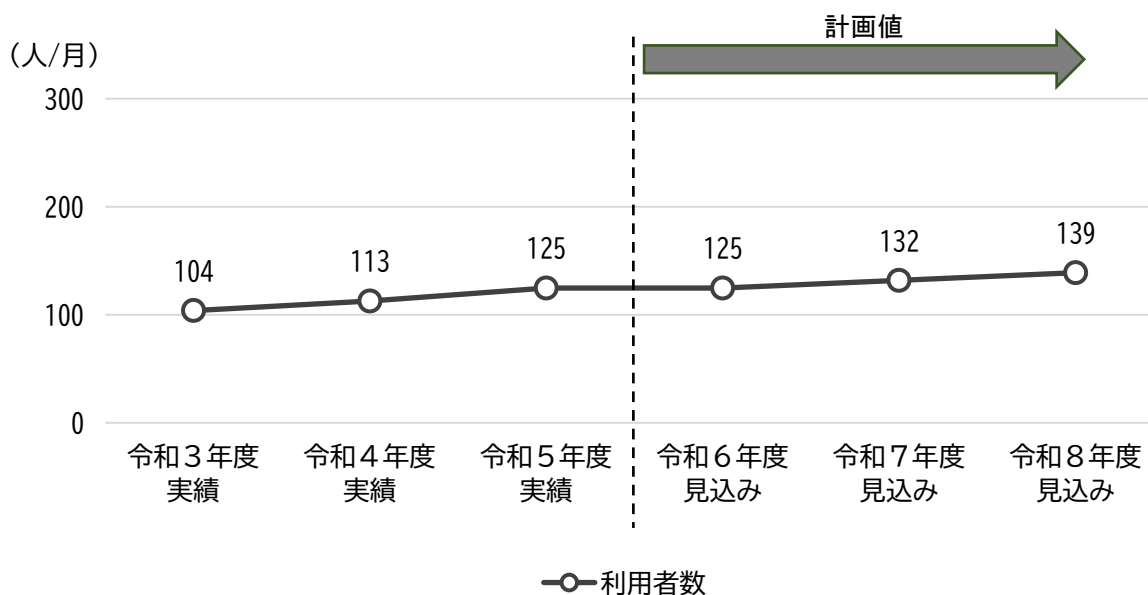
障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がいのある人について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与します。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	104	113	125	125	132	139

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



②地域移行支援

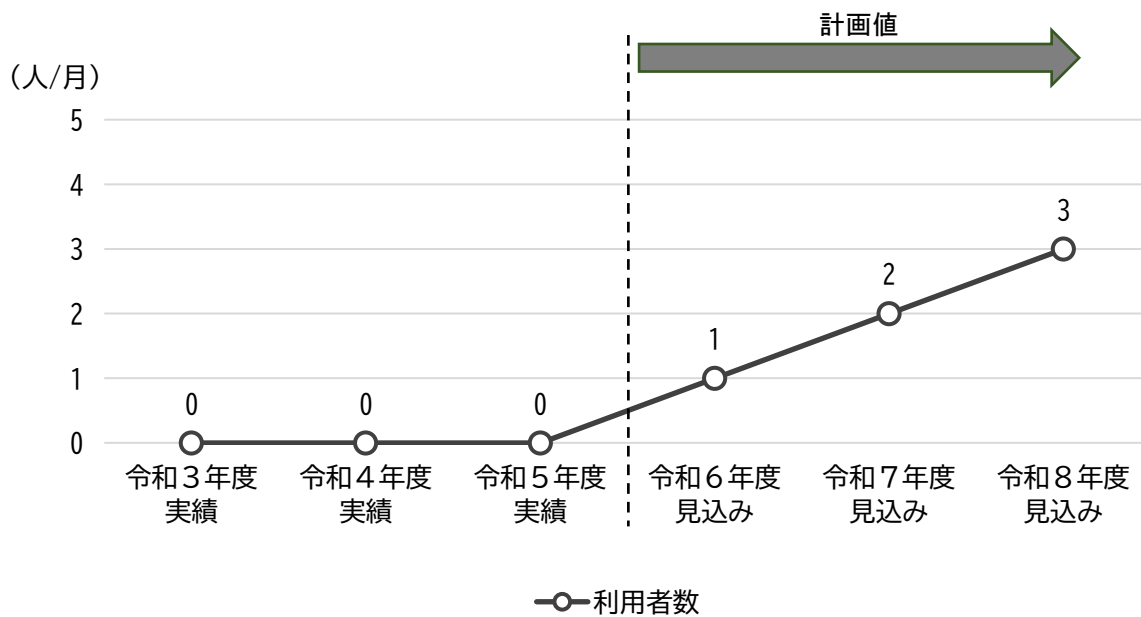
■サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など、必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、第6期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	1	2	3



③地域定着支援

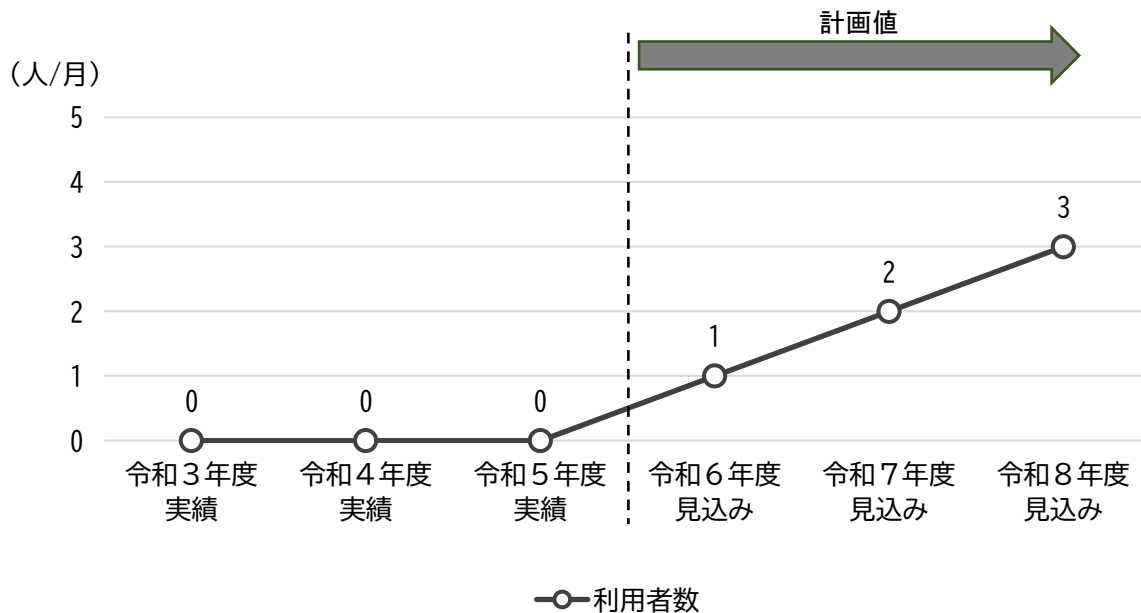
■サービスの内容

居宅において単身で生活する障がいのある人などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、第6期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下とおり設定しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	1	2	3



2 障害児通所支援等の見込量および確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から8年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量を確保するための方策を定めます。

(1)見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1カ月あたりのサービス量および利用者数を示しており、その単位は次のとおりです。

人日／月:1カ月あたりの延べ提供日数

人／月:1カ月あたりの実利用者数

(2)障害児通所支援の見込量と確保方策

①児童発達支援

■サービス内容

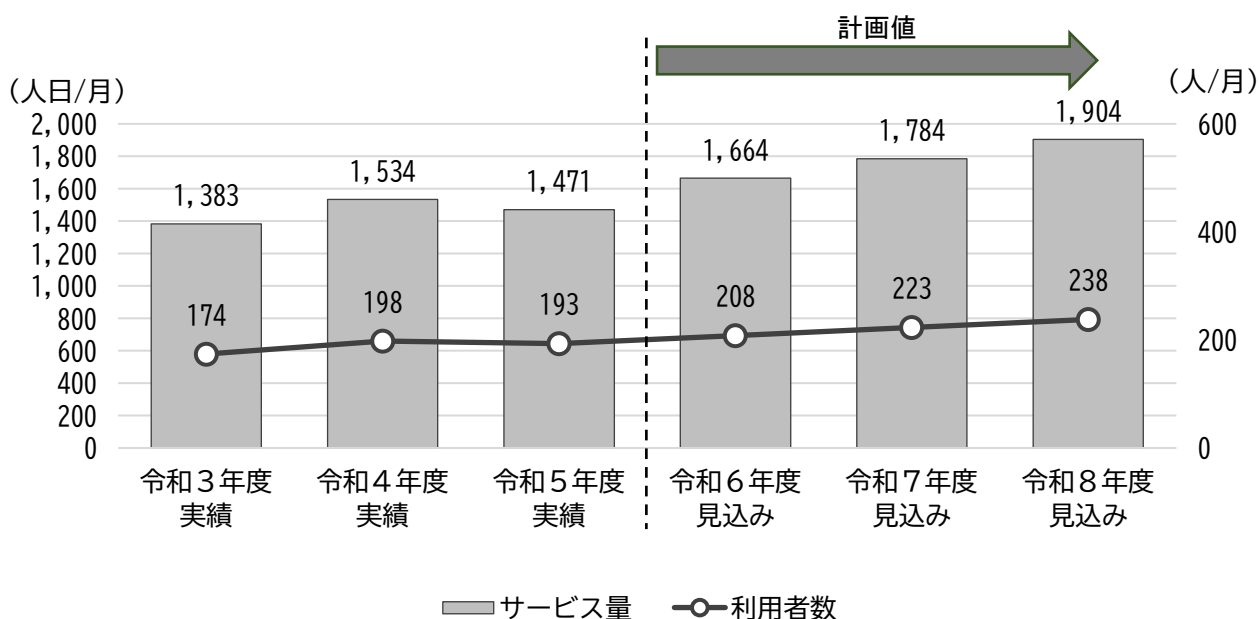
療育の観点から、集団療育および個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	1,383	1,534	1,471	1,664	1,784	1,904
利用者数	人/月	174	198	193	208	223	238

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



②医療型児童発達支援

■サービス内容

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量については、長年利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

■サービス内容

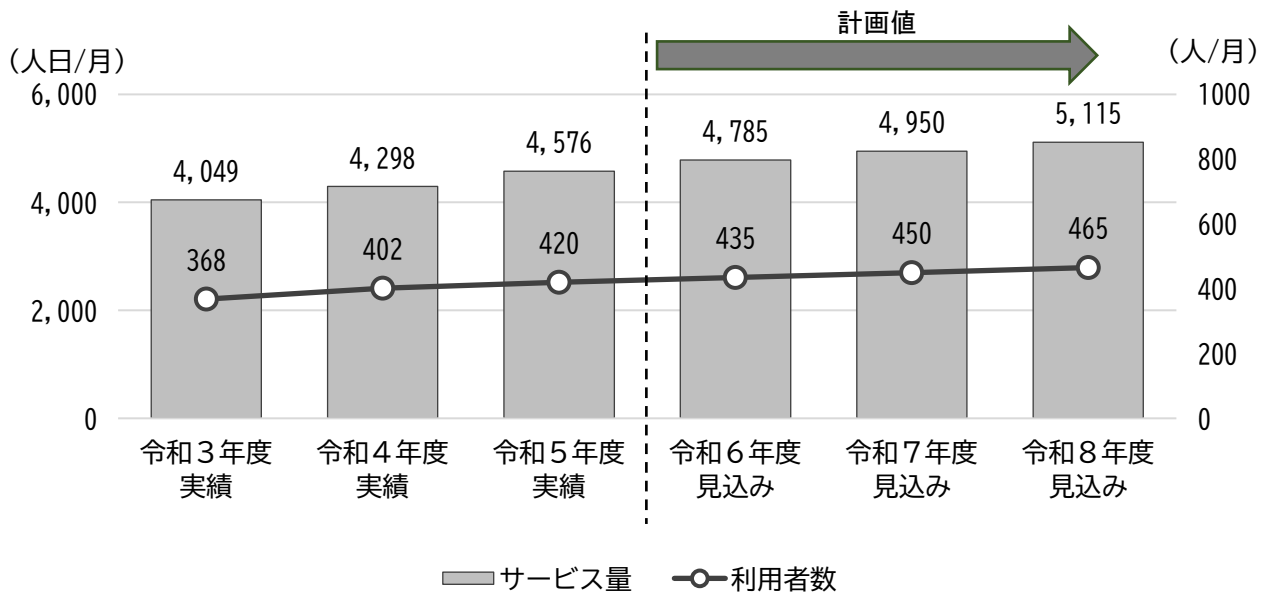
学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	4,049	4,298	4,576	4,785	4,950	5,115
利用者数	人/月	368	402	420	435	450	465

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



④保育所等訪問支援

■サービス内容

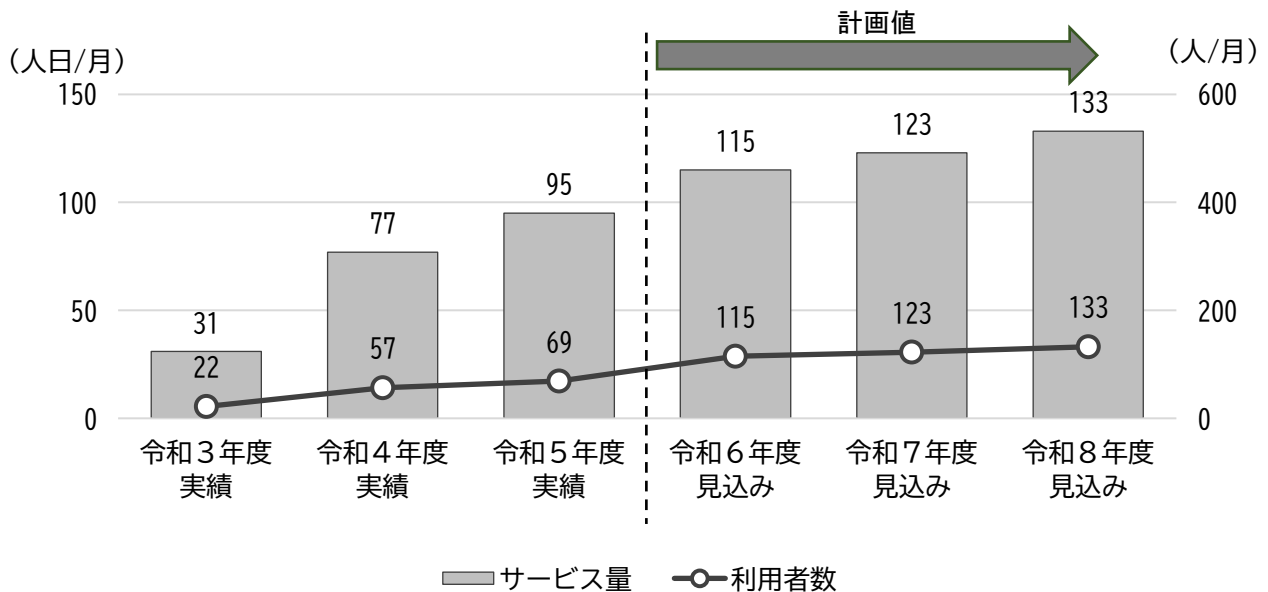
保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行います。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	31	77	95	115	123	133
利用者数	人/月	22	57	69	115	123	133

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



⑤居宅訪問型児童発達支援

■サービス内容

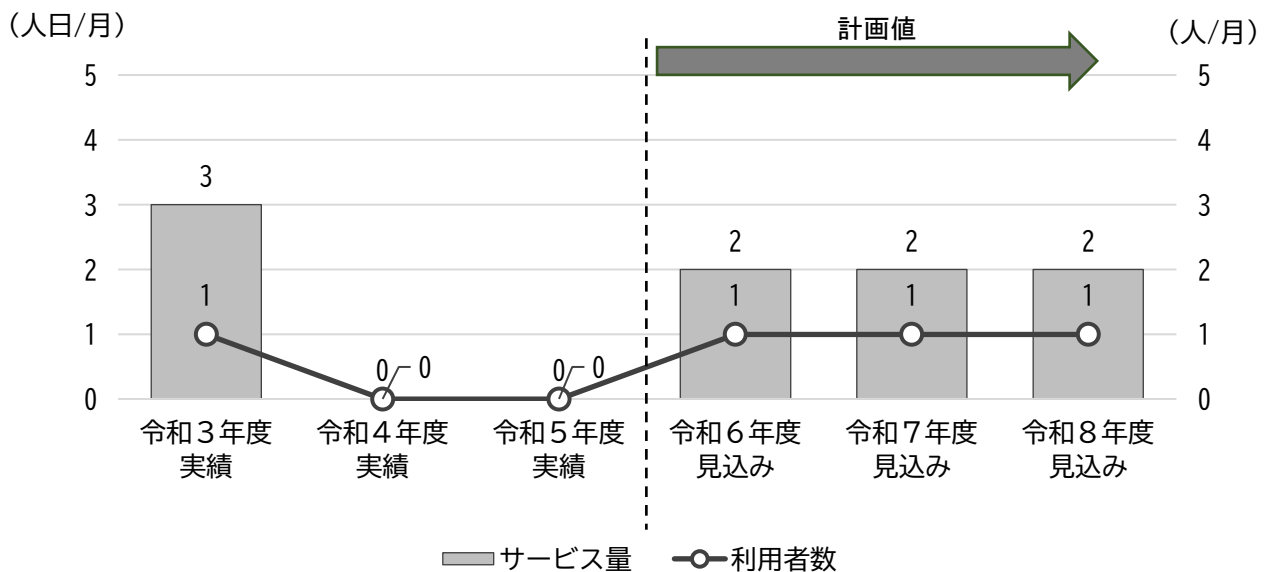
人工呼吸器を装着しているなどの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■見込量算出の考え方

利用者数およびサービス量については、サービスの対象となる方が限定的であることを踏まえ、見込量を1としています。利用ニーズを把握し、市内での提供体制の整備について検討していきます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	3	0	0	2	2	2
利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



(3)障害児相談支援等の見込量と確保方策

①障害児相談支援

■サービス内容

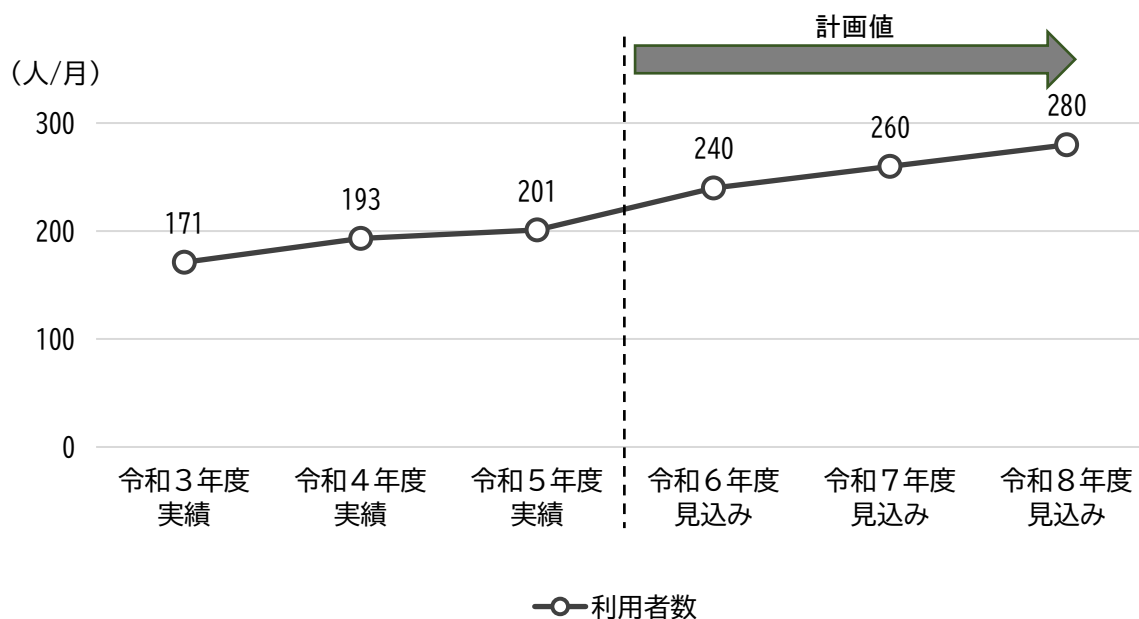
障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与します。

■見込量算出の考え方

利用者数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	171	193	201	240	260	280

※2023年度の実績は4月～9月までの利用の平均値としています。



3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および各年度の見込量確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

事業の種類	説明
理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修および啓発を行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族または地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
相談支援事業	障がいのある人やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人、または、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
日常生活用具給付等事業	障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成する。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者(児)の地域生活を支援する。

(2) 必須事業の実施に関する考え方および量の見込等

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、また障がいのある人との触れ合いの機会を設けるなど、啓発活動に取り組みます。

また、地域において障がいのある人の支援に従事する民生委員、児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、障がいのある人と地域住民との交流を促進する取り組みなど、あらゆる機会をとらえ、障がいのある人に対する理解と認識が深まるよう努めます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がいのある人と地域のさまざまな人たちが集い、交流できる場所を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助します。

③ 相談支援事業

社会福祉協議会と連携し、令和7年度に、障害者基幹相談支援センターを設置します。

基幹相談支援センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格をもつ職員を配置し、より専門性が高い相談や、市内の相談支援事業所へのバックアップ、就労の促進など、地域の中核的な役割を担います。

また、障がいのある人が自立した生活を送るために、福祉施設などの利用や病院から地域生活へ移行を進め、就労促進では、企業や市内事業所と連携し、障がいのある人の就労支援を行います。このほか、引き続き、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、助言や援助など必要な対応を行います。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
基幹相談支援センター設置箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1

④成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部または一部を助成する制度を実施しています。

引き続き、中核機関が中心となり、専門職による専門的助言や支援の確保、地域における連携・対応強化を図ります。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用件数	件	0	0	1	2	3	4

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護を図るため、合志市社会福祉協議会が行う法人後見等の業務の支援を行います。

⑥意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者および要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
手話通訳者派遣	件／年	59	54	未集計	60	60	60
要約筆記者派遣	件／年	22	17	未集計	30	30	30
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	未集計	5	5	5

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護・訓練支援用具	件/年	7	2	6	15	15	15
自立生活支援用具	件/年	10	5	6	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	4	5	16	20	25	30
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	6	8	15	15	15
排泄管理支援用具	件/年	1,195	1,234	1,170	1,200	1,250	1,300
住宅改修	件/年	2	4	0	5	5	5

⑧手話奉仕員養成研修事業

熊本県ろう者福祉協会と連携し、合志市栄市民センターみどり館にて、手話通訳奉仕員養成講座を開催します。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	件/年	442	455	260	450	500	550
利用者数	人/年	50	50	44	45	50	55

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業において、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等、さまざまな事業を行います。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	件/年	745	862	816	859	904	951
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

(3)任意事業

事業の種類	説明
訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者(児)に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
日中一時支援事業	障がい者(児)に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
福祉ホーム事業運営費助成	障がいのある人を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用していただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業に対し運営費を助成する。
自動車運転免許取得助成	免許取得に必要とされる費用の一部を助成する。
自動車改造費助成	身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成する。

(4)任意事業の実施に関する考え方および量の見込等

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者(児)を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者(児)の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	7	8	7	10	11	12

②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者(児)の家族の就労支援や障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者(児)に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、引き続き見込量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	23	16	14	20	25	30

③福祉ホーム事業運営費助成

「福祉ホーム事業」は、障がいのある人を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用していただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。第7期計画においても、令和5年度程度の利用者を見込み算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	2	2	1	1	1	1

④自動車運転免許取得助成

免許取得に必要とされる費用の一部を助成し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人／年	5	4	1	5	5	5

⑤自動車改造助成

身体障がいのある方が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成し、社会参加の促進を図ります。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人／年	3	4	1	5	5	5

第5章 計画の推進にあたって

1 サービス内容利用方法等の周知徹底

国では、地域における共生社会の実現に向け、さまざまな障がい福祉制度の改革を進めています。このような中で利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えていくには、制度や障害福祉サービス等への理解を深めていくことが必要です。

本市では「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスや本市の地域生活支援事業及び「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業を、障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの実施内容利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすく周知を図ります。

また、サービス提供体制についても、的確な情報提供に努めます。さらに、市役所等の相談窓口で分かりやすい説明に努めるほか、サービス事業者や関係機関等との連携を強化して情報提供体制の拡充を図ります。

2 相談支援体制の充実強化

計画相談支援については、今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの整備を推進するとともに、基幹相談支援センターと事業所の相互の連携を強化し、本市における課題の集約や相談支援体制の充実強化を図ります。

3 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

福祉施設に入所している人、または医療機関に入院している人が、その本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保を進めるとともに、精神障がいのある人が、入院生活から地域生活に円滑に移行できるよう、医療機関等との連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議等を推進します。

また、障がいのある人が、サービスを利用しながら安心感の高い地域生活をおくることができるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

4 障がいのある人の就労支援

障がいのある人の就労を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を、関係する事業者との連携により進めていきます。

また、雇用の一層の促進に向けて、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、合理的配慮の適切な提供等、障がい者雇用に関する相談等の機能強化に努めます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障害者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

5 防災・防犯対策の推進

防災や防犯等の普段の暮らしに特に重要な情報について、多様な媒体等を活用したアクセシビリティに配慮した情報提供を推進するとともに、地域や事業所や学校等と連携し、障がいのある人を災害や犯罪から守るための、見守り体制の充実に努めます。

災害時には、障がいのある人が安全かつ的確に避難することができるよう、地域や事業所等と連携し、障がいのある人の避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の作成や避難支援員の確保に努めます。

6 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、生活にかかわるあらゆる分野、領域にわたっています。

このため庁内の関係各課による情報共有や意見交換に努める等、庁内各分野間の連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進します。

計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P(Plan 計画)D(Do 実行)C(Check 評価)A(Action 行動)サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行います。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会が一体となった包括的な生活支援体制の確立を図ります。併せて、障がい福祉施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等との連携を強化するとともに、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組む等効果的な推進を図ります。

資料編

1 委員名簿

番号	所属	役職名	氏名	備考
1	社会福祉法人 山紫会 くぬぎ園	施設長	吉田 明雄	福祉団体
2	社会福祉法人 ひまわり福祉会 テクニカル工房	副施設長	荘林 充和子	福祉団体
3	社会福祉法人 共生福祉会 サンシャインワークス	統括管理者	塚本 嘉郎	福祉団体
4	社会福祉法人 社会福祉協議会	障がい者支援センター 「れんがの家」課長	仲光 美紀	福祉団体
5	合志市民生・児童委員協議会連合会	会長	木村 一三	福祉団体
6	合志市小中学校校長会	会長	淵上 佳宏	学識経験者
7	合志市認可保育園連盟	副会長	田中 早苗	福祉団体
8	菊池郡市医師会	会員	片山 功夫	保健・医療
9	合志市身体障害者福祉協議会		木永 健一	福祉団体
10	熊本県北部障害者 就業・生活支援センター「がまだす」	主任就業支援担当者	川上 美幸	福祉団体
11	菊池地域振興局 菊池保健所	保健予防課長	大川 加須美	関係行政機関

2 用語集

あ行

○一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

○医療的ケア

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

○医療的ケア児

医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

か行

○基幹相談支援センター

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

○強度行動障がい

環境への著しい不応答状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の生活環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

○権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

○合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

○個別避難計画

災害発生時に高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

さ行

○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

○社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人がこども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。

○手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

○手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障がい者計画)の策定を義務づけている。

○障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

○障害者自立支援法

障がいのある人及び障がいのあるこどもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

○障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのあるこどもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

○障害福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

○情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

○自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

○自立支援医療(精神通院医療)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

○自立支援協議会

障がいのある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

○身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)などに分けられる。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

○地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

○地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「予防・保健」、「生活支援・福祉サービス」、「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

○通級指導教室

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

○特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

な行

○難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

○日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

○パブリックコメント

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

○ハローワーク

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

○ピアサポート

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

○避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

○ペアレントトレーニング

発達障がいのあるこどもを養育する保護者が、障がいの特性等について学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

や行

○要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

○リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

○療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

○療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

○レスパイト

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

第7期合志市障がい福祉計画
第3期合志市障がい児福祉計画

発行年月:令和6年3月
編集・発行:合志市 福祉課 障がい福祉係
〒869-1195 熊本県合志市竹迫 2140
TEL:096-248-1144 FAX:096-248-1196